

富山市地域福祉計画

令和6年度～令和10年度

令和6年3月
富山市

はじめに

近年、少子高齢化や人口減少が急速に進行するとともに、個人の価値観やライフスタイルの変化などに伴い、地域における人と人との繋がりやコミュニティ意識が希薄化し、社会的孤立やひきこもり、生活困窮、児童虐待など、地域の福祉課題は複雑化・複合化してきております。

このような中、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

「地域共生社会」の実現のためには、市民協働による地域福祉を推進し、地域の問題を「我が事」として「丸ごと」とらえ、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、共に支え合う地域づくりを推進する必要があります。

こうした状況を踏まえ、今回策定いたしました「地域福祉計画」では、前計画の基本理念である「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちをめざして」を引継ぎ、高齢者、障害者、子どもなど対象者別個別計画との整合や連携を図るとともに、新たに重層的な支援体制の整備に関する視点を取り入れるなど、地域福祉を推進していくための取組みの方向性や基本的な考え方を示しております。

本計画の推進に向けましては、市民の皆様、地域の関係団体・事業者の皆様、そして本市が協働しながら取り組んでいくことが重要と考えておりますので、今後とも、より一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、格別のご尽力をいただきました富山市社会福祉審議会地域福祉専門分科会の委員の皆様をはじめ、地域福祉に関するアンケート調査及び地域懇談会において貴重なご意見やご提言をいただきました市民や福祉関係団体の皆様に心から厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

富山市長 藤井 裕久



目次

第1章 計画の策定にあたって

1 はじめに	2
2 計画の性格	6
3 計画の期間	8

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1 地域住民の状況	10
2 家族・世帯の状況	17
3 地域の主な支援者の状況	20

第3章 地域福祉の課題の検証

1 アンケート調査からみえる課題	24
2 地域懇談会からみえる課題	47
3 課題のまとめ	51

第4章 地域福祉のめざす方向

1 基本理念	54
2 共通する重要な視点	55
3 基本目標	56
4 圏域の考え方	59

第5章 地域福祉施策の展開

基本目標Ⅰ 地域共生社会に向けた人づくり	62
1 とともに支え合う意識づくり	62
2 とともに尊重し合う関係づくり	64
3 地域福祉を担う人づくり	67
基本目標Ⅱ 地域福祉がいきづく体制づくり	70
1 支え合う地域づくり	70
2 寄り添い支える体制づくり	74
3 地域福祉の場づくり	78
基本目標Ⅲ 安心して自分らしく暮らせる環境づくり	80
1 福祉サービスを安心して利用できる地域づくり	80
2 人にやさしいまちづくり	85

第6章 計画の推進に向けて

- | | |
|---------|----|
| 1 推進体制 | 90 |
| 2 周知・普及 | 92 |

資料編

- | | |
|-----------------------|-----|
| 1 計画策定の経過 | 94 |
| 2 富山市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 | 95 |
| 3 富山市地域福祉計画策定委員会 | 99 |
| 4 用語集 | 101 |

第1章

計画の策定にあたって

1 はじめに

(1) 計画策定の背景

本市においては、平成19（2007）年3月に、誰もが安心してともに暮らせるまちをめざして、富山市地域福祉計画（「富山市ささえあいプラン」）を策定し、「ささえあいの仕組みづくり」、「新しい福祉のまちの創造」、「適切なサービスの利用」の3つの基本目標を掲げ、高齢者福祉施策や障害者福祉施策、子育て支援、健康づくりなどの分野ごとの個別計画等と連携を図り、地域福祉施策を展開してきました。

平成31（2019）年3月には、新たに5年を1期とした富山市地域福祉計画（以下「前計画」といいます。）を策定し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちをめざし、協働して支え合う仕組みの構築に向け、各種施策を推進してきました。

こうした中においても、人口減少・高齢化社会の進展などにより、地域社会においては様々な問題が生じています。家族や近所の関係の希薄化、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加と孤立化、介護や育児などによる家族の負担増などの複雑化・複合化した問題、ひきこもりやヤングケアラーなどの制度の狭間にある問題の顕在化、高齢者や子どもへの虐待の危険性の増大、再犯者率の高止まり、障害のある人への差別の解消と合理的配慮の提供などへの対応が課題となっています。

こうした地域社会における様々な問題に対応するため、令和4（2022）年4月には、富山市重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、誰一人取り残さない地域共生社会の実現のため持続可能な支援体制の構築をめざし、定期的に見直しを行いながら事業の推進を図っています。

以上のような経過を踏まえ、令和6年度から5年間の新たな「富山市地域福祉計画」を策定し、引き続き、地域福祉施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

図表1-1 地域福祉に関する法整備等の経過

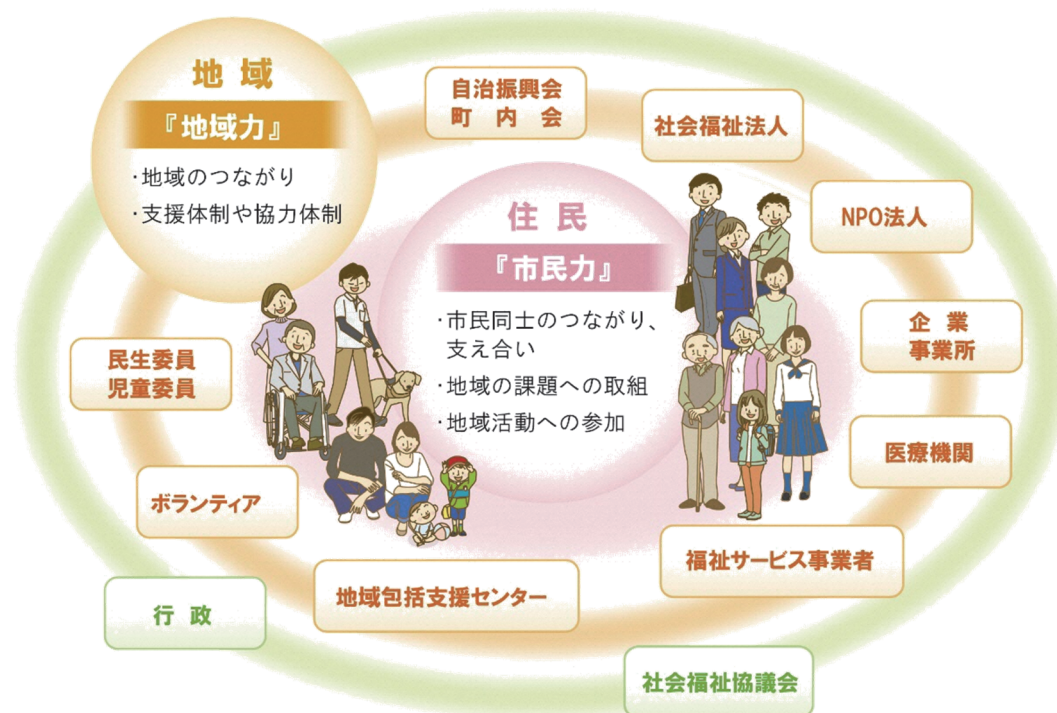
年	動向
平成12(2000)年	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改正 ※「地域福祉の推進」が基本理念の1つに掲げられる ・介護保険制度の開始
平成18(2006)年	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援制度の開始 ※精神障害のある人も対象とされる
平成25(2013)年	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援制度の開始 ※難病患者等も対象とされる
平成27(2015)年	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援の新制度の開始 ※幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の拡充や質の向上が図られる ・生活困窮者自立支援制度の開始 ※生活保護に至るまでの自立支援策が展開される
平成28(2016)年	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用の促進に関する法律の制定 ※市町村に制度の利用促進のための基本計画の策定が努力義務とされる ・再犯の防止等の推進に関する法律の制定 ※市町村に地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされる
平成29(2017)年	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の制定 ※地域包括ケアシステムの深化・推進について示される ※我が事・丸ごとの地域福祉推進の理念、包括的な支援体制づくり、地域福祉計画の記載項目の充実について示される
令和2(2020)年	<ul style="list-style-type: none"> ・地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の制定 ※障害の有無や年齢を問わない①包括的相談支援、②社会参加に向けた支援、③地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設される

(2) 地域福祉とは

近年、新型コロナウイルスの感染拡大の影響も含め、特に複雑化・複合化した問題、制度の狭間にある問題の顕在化が大きく取り上げられています。一方で、地域で暮らす住民の中には、小さな不安を抱き、ちょっとした支援を求めている人もいます。課題の大小にかかわらず、誰もが地域で安心して暮らしていくためには、住民同士のつながりを大切に、支援を必要とする人を地域の中で支えていくことが求められます。

地域福祉とは、地域の課題を住民自らが把握して主体的に解決を図るという考え方を基本に、「市民力」と「地域力」、行政による支援、社会福祉協議会やNPO法人、民間事業者による支援など、重層的な協働の取り組みをいいます。

図表 1-2 地域福祉のイメージ



「市民力」とは

- ・市民一人ひとりが、地域における課題を自主的・自発的に解決しようとしたり、地域福祉を推進するための基盤となる力をイメージしています。

「地域力」とは

- ・地域における住民や町内会・自治振興会、各種団体、事業者など様々な人々が、お互いに協力し合い、自ら地域における課題を見つけ、その解決に向け活動を重ね、地域をよりよいものにしていく力をイメージしています。

(3) 地域共生社会とは

既存の様々な福祉制度や分野ごとの福祉施策では解決できない複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題の存在、自ら相談に行くことができない状態にある社会的孤立や社会的排除への対応、地域のつながりの希薄化などの課題が顕在化してきています。

これらの地域課題に対しては、制度・分野ごとの「縦割り」や、「支える側」「支えられる側」という固定的な役割分担の考え方では対応が難しくなっています。地域住民や地域の多様な主体が「我が事」としてとらえ、人與人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる取り組みを通じて、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを大切に、地域を共に築く「地域共生社会」の実現をめざしていきます。

2 計画の性格

(1) 計画の位置づけ

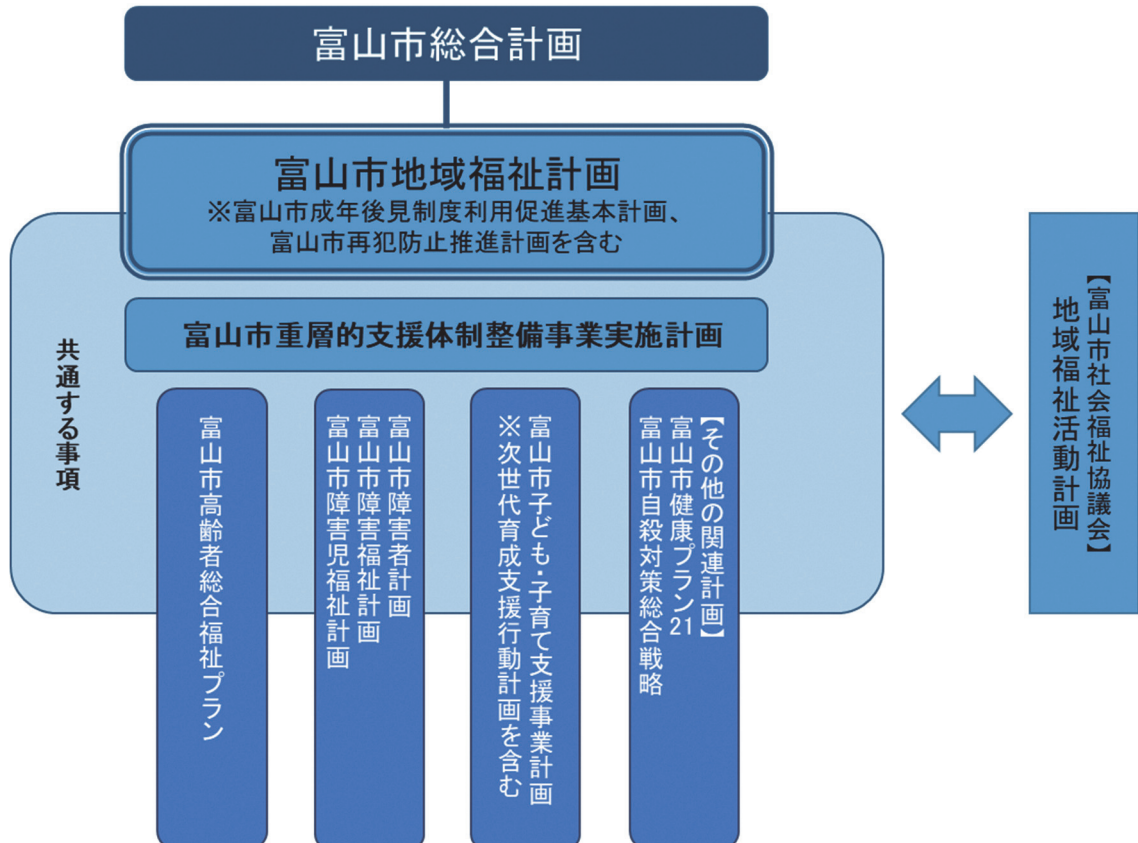
この計画は、社会福祉法第107条に定める「市町村地域福祉計画」です。

この計画は、富山市総合計画を上位計画とし、重層的支援体制整備事業実施計画をはじめ、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画・次世代育成支援行動計画などの福祉分野の計画と整合や連携を図り、共通して取り組むべき福祉施策を中心に示すものです。

したがって、この計画は、福祉分野における共通事項である、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項に定める基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」といいます。）と「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条に定める「地方再犯防止推進計画」を包含する計画とします。

また、この計画の推進には、富山市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画を通じた活動の強化が欠かせません。地域福祉活動計画は、地域住民の自主的・主体的な地域福祉の推進を図る行動計画であり、この計画とは車の両輪の関係にあることから、相互に連携を図っていきます。

図表1-3 計画の位置づけ



(2) SDGsの推進

本市は、「SDGs未来都市」として、様々な行政計画にSDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標））の考え方を取り入れ、誰一人取り残さないまちづくりを推進しています。SDGsは、平成27（2015）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に示された令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成されています。

この計画は、このうち、福祉分野に関するすべての課題の解決に資するものです。

図表1-4 SDGsにおける17のゴール



3 計画の期間

この計画の期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。なお、国の動向や社会情勢の変化などにより、必要に応じて、計画の見直しを行います。

図表1-5 計画の期間

年度	R元 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028
第2次総合計画	基本構想									
	前期基本計画			後期基本計画						
地域福祉計画	地域福祉計画 (令和元年度～令和5年度)					地域福祉計画 (令和6年度～令和10年度)				
高齢者総合福祉プラン	第7期計画		第8期計画			第9期計画			第10期計画	
障害者計画	第3次計画		第4次計画					第5次計画		
障害福祉計画・ 障害児福祉計画	第5期計画		第6期計画			第7期計画			第8期計画	
	第1期計画		第2期計画			第3期計画			第4期計画	
子ども・子育て支援事業計画 (次世代育成支援行動計画)	1期 計画	第2期計画				第3期計画				
健康プラン21	第2次計画				第3次計画					
自殺対策総合戦略	自殺対策総合戦略 2019-2026									
地域福祉活動計画 (富山市社会福祉協議会)	2次 計画	第3次計画				第4次計画				

第2章

地域福祉を取り巻く現状

1 地域住民の状況

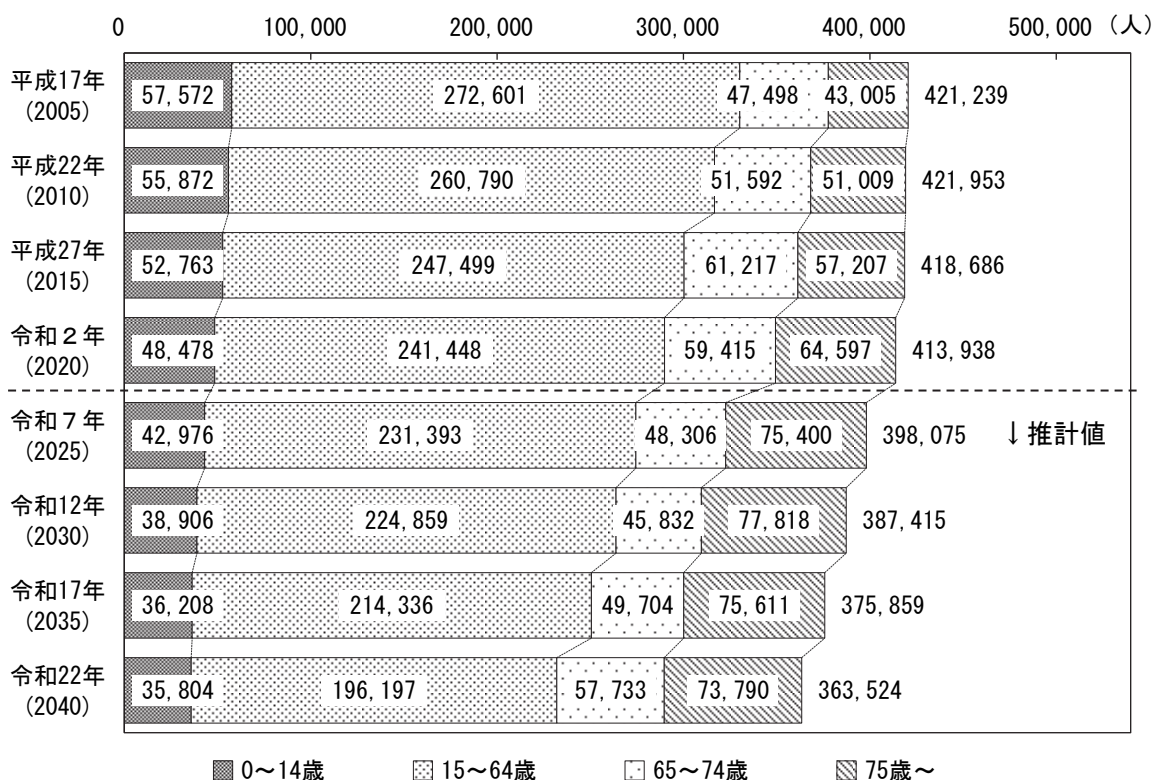
(1) 人口の推移と将来推計

富山市の総人口は、平成22年にピークを迎えて以降、減少に転じ、令和2年国勢調査において413,938人となっており、今後も、減少が続くと見込まれています。

年齢階層別にみると、65歳以上の高齢者人口（高齢化率）は124,012人（30.0%）と増加傾向にありますが、15歳未満の年少人口（48,478人（11.7%））と15歳以上65歳未満の生産年齢人口（241,448人（58.3%））は減少傾向にあります。今後も同様の傾向で推移するものと見込まれています。

なお、65歳以上の高齢者のうち、65歳以上75歳未満の前期高齢者は59,415人（14.4%）、75歳以上の後期高齢者は64,597人（15.6%）となっています。前期高齢者数は一旦ピークを越えたものの、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年に向け、後期高齢者数とともに増加が見込まれており、ますます高齢化が進むと予測されます。

図表2-1 富山市の人口の推移と将来推計

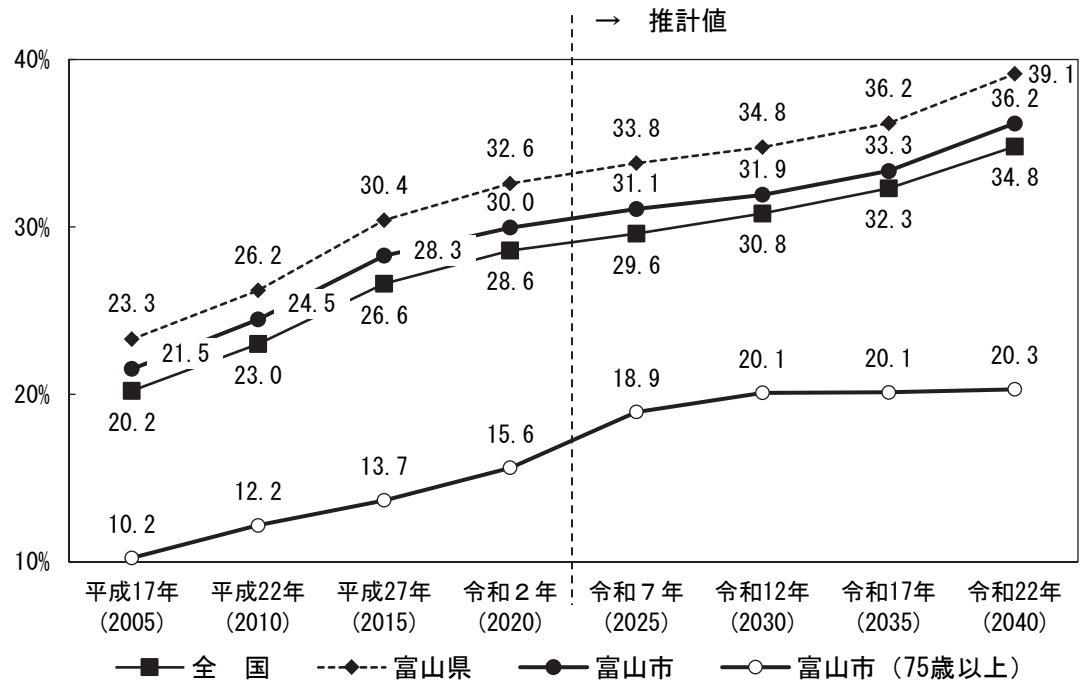


資料：令和2年までは「国勢調査」（総人口には年齢不詳を含む。平成27年と令和2年の年齢階層別人口は年齢不詳補完値）、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（令和5年12月推計）

(2) 高齢化の状況

富山市の高齢化率（総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合）は、全国に比べてやや高く、富山県全体に比べてやや低く推移しています。今後も、同様に推移していくとされ、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年には36.2%と、市民の3人に1人は高齢者という状況になると見込まれています。

図表2-2 富山市の高齢化率の推移と将来推計（全国、富山県との比較）



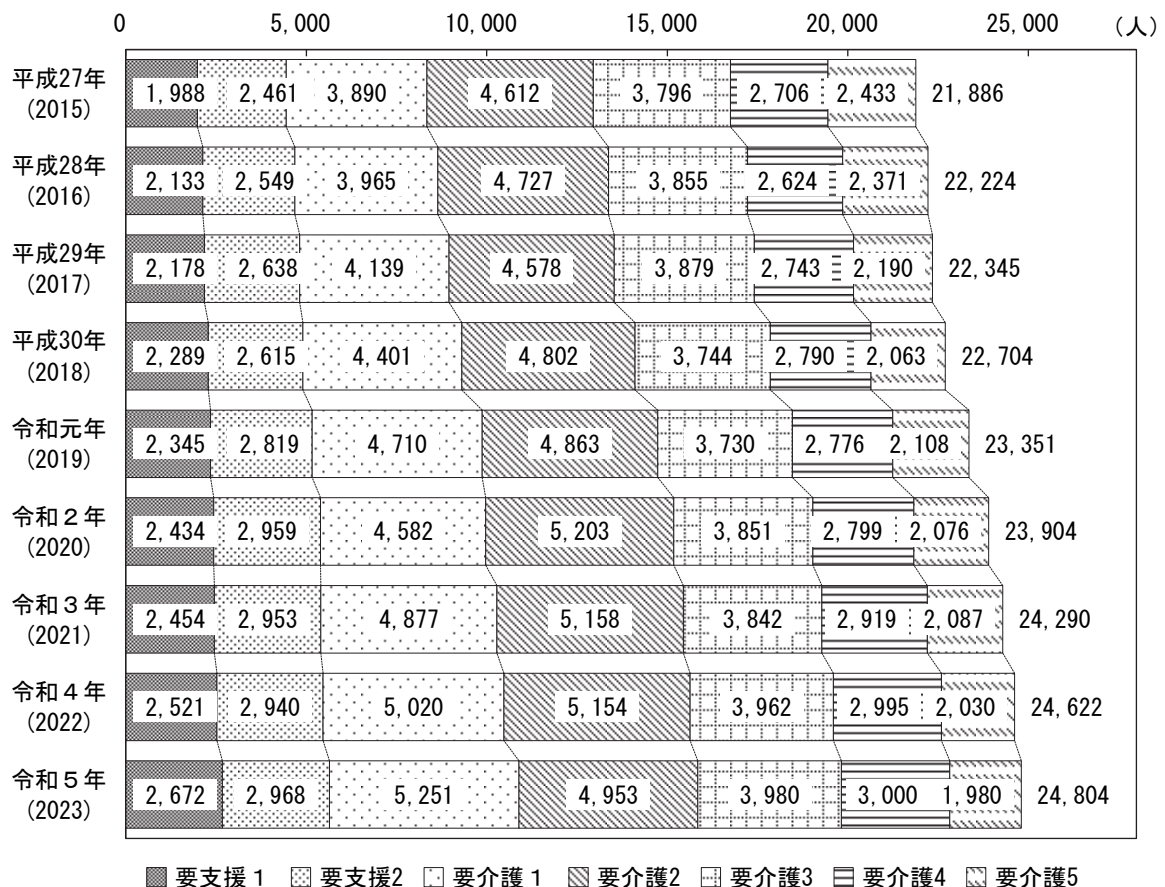
資料：令和2年までは「国勢調査」（平成27年と令和2年は年齢不詳補完値により、平成17年と平成22年は分母から年齢不詳を除き、算出）、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（令和5年12月推計）

介護保険サービスは、要支援・要介護の認定を受けた65歳以上の高齢者のほか、末期がんや関節リウマチ等の老化による病気が原因で要支援・要介護認定を受けた40歳以上64歳未満の人が利用できます。

富山市の要支援・要介護認定者数は、高齢者人口の増加に伴い、年々増加しており、令和5年3月末時点で24,804人となっています。このうち、65歳以上の高齢者は24,423人で、65歳以上の高齢者に占める割合（要介護・要支援認定率）は19.9%となっています。

なお、要支援・要介護度別にみると、要介護1が5,251人（21.2%）と最も多く、次いで、要介護2が4,953人（20.0%）となっており、重度の要介護4・5はあわせると4,980人（20.1%）となっています。

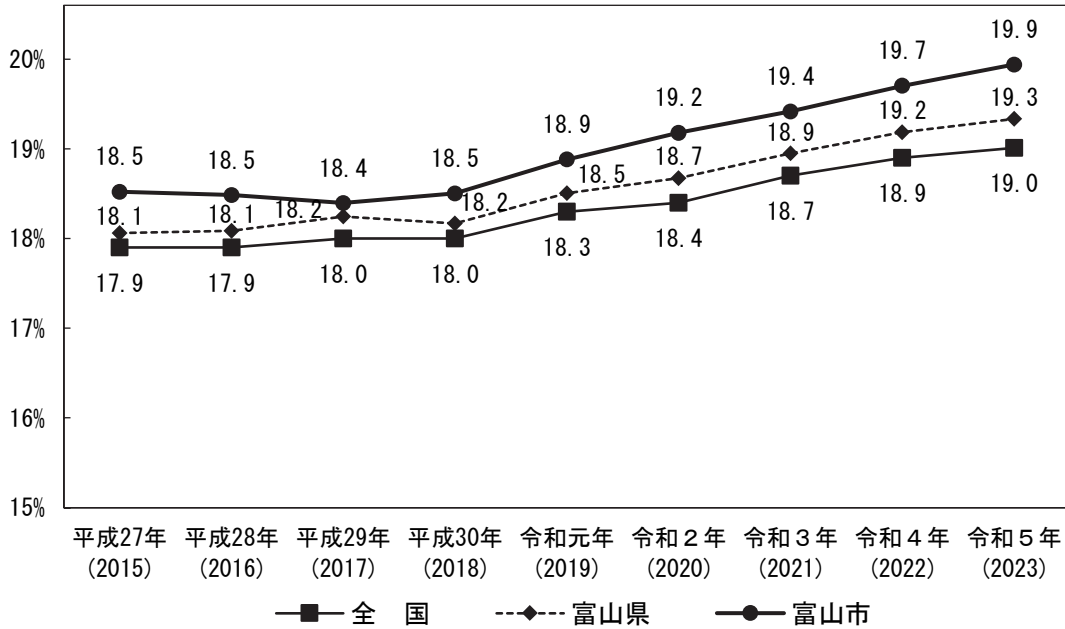
図表2-3 富山市の要支援・要介護度別認定者数の推移（各年3月末）



資料：平成26年度～令和2年度の厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」及び令和3・4年度：「介護保険事業状況報告（3月月報）」

富山市の要支援・要介護認定率は、全国や富山県全体に比べてやや高く推移しています。

図表2-4 富山市の要支援・要介護認定率の推移（各年3月末、全国、富山県との比較）



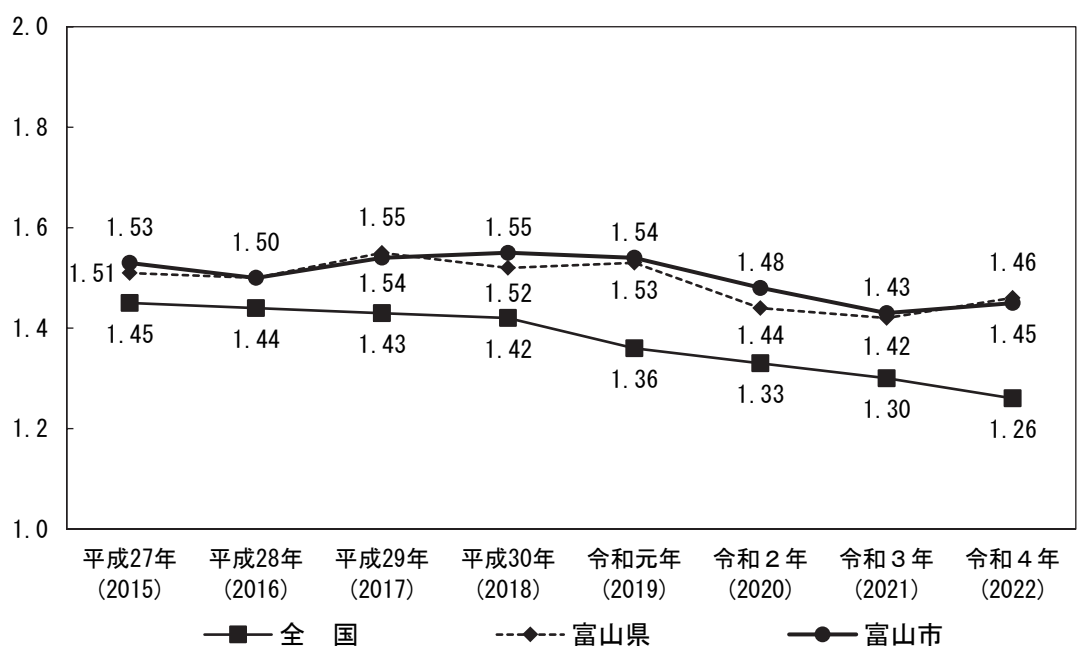
資料：平成26年度～令和2年度の厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」及び令和3・4年度：「介護保険事業状況報告（3月月報）」

(3) 少子化の状況

1人の女性が、15歳から49歳までの間に、その年の年齢別特殊出生率に基づいて子どもを生んだと仮定した場合の平均出生児数を合計特殊出生率といいます。

富山市の合計特殊出生率は、令和4年で1.45と、全国の1.26を上回り、富山県全体とともに全国に比べて高く推移していますが、人口を維持するために必要な水準(2.07)を依然として下回っています。

図表2-5 富山市の合計特殊出生率の推移(全国、富山県との比較)



資料：厚生労働省「人口動態統計」、富山市企画管理部企画調整課

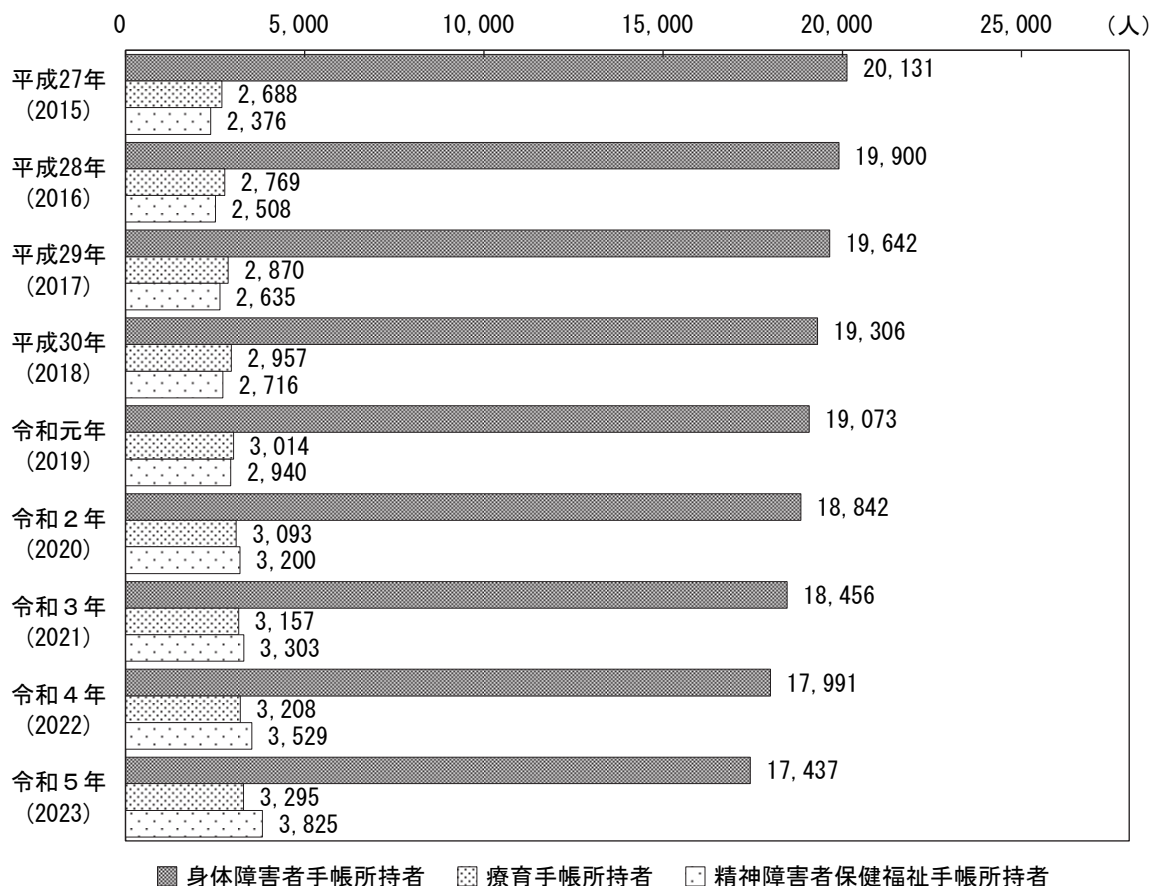
(4) 障害のある人の状況

身体障害者手帳は、肢体や視覚、聴覚、音声、言語などの機能のほか、心臓やじん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、免疫などの身体内部の機能に障害のある人に対して交付されます。令和5年3月末時点で、富山市の身体障害者手帳所持者は17,437人と、年々減少しています。なお、65歳以上が13,661人と全体の8割弱を占めています。

療育手帳は、児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害と判定された人に対して交付されます。令和5年3月末時点で、富山市の療育手帳所持者は3,295人と、年々増加しています。なお、18歳以上64歳未満が2,337人と全体の7割程度を占めています。

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障害の状態にあると認定された人に対して交付されます。令和5年3月末時点で、富山市の精神障害者保健福祉手帳所持者は3,825人と、年々増加しています。なお、18歳以上64歳未満が2,907人と全体の7割以上を占めています。

図表2-6 富山市の障害者手帳所持者数の推移（各年3月末）

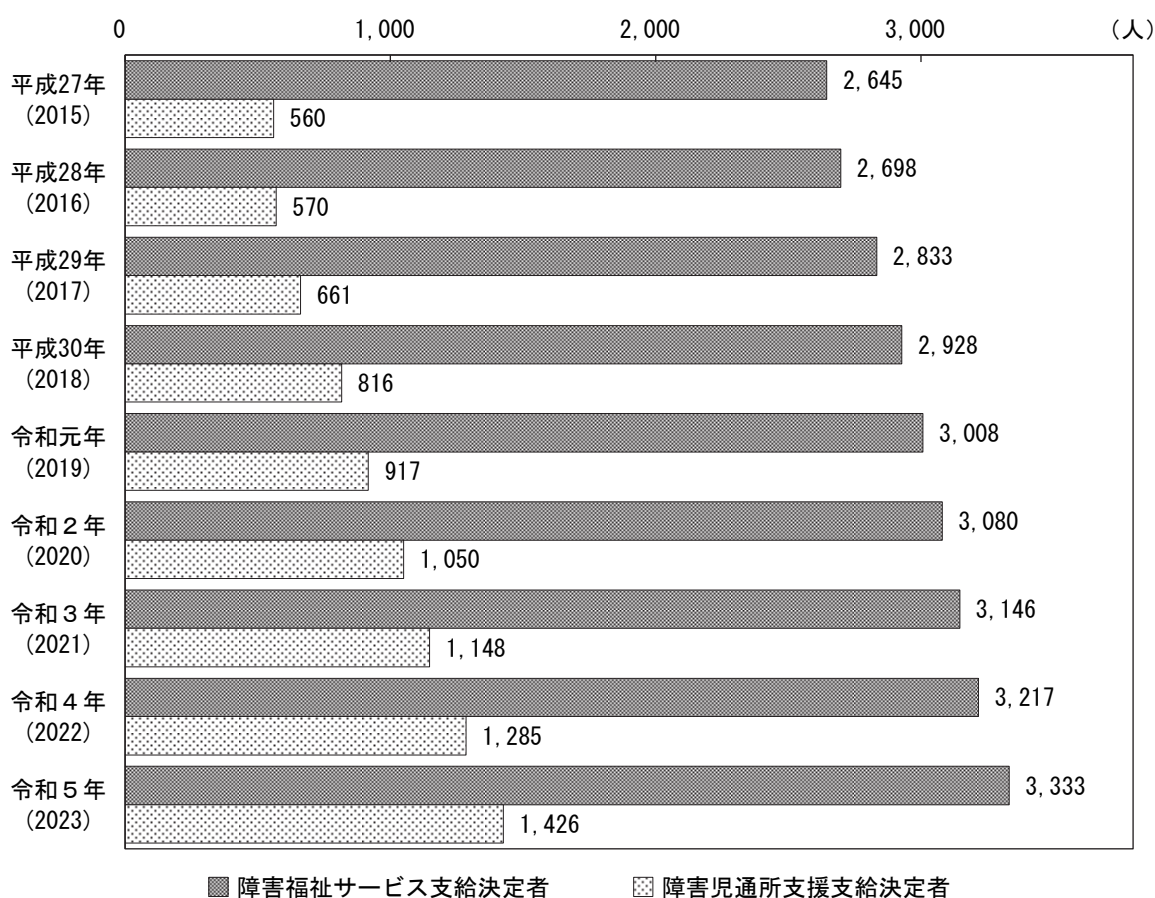


資料：福祉保健部障害福祉課

障害福祉サービスは、障害者総合支援法に基づき介護や訓練等の支援を受けるサービスであり、18歳以上64歳未満を対象としています。一部のサービスでは18歳未満の障害児も利用でき、障害福祉サービス固有のものなどは、65歳以上も利用できます。障害福祉サービスを利用するためには、障害者手帳所持の有無にかかわらず、サービスの支給決定と受給者証の交付を受ける必要があります。令和5年3月末時点で、富山市の障害福祉サービス支給決定者は3,333人と、年々増加しています。

障害児通所支援は、児童福祉法に基づき発達支援等を受けるサービスであり、原則、18歳未満を対象としています。障害児通所支援を利用するためには、障害者手帳所持の有無にかかわらず、サービスの支給決定と受給者証の交付を受ける必要があります。令和5年3月末時点で、富山市の障害児通所支援支給決定者は1,426人と、年々増加しています。

図表2-7 富山市の障害福祉サービス・障害児通所支援支給決定者数の推移（各年3月末）



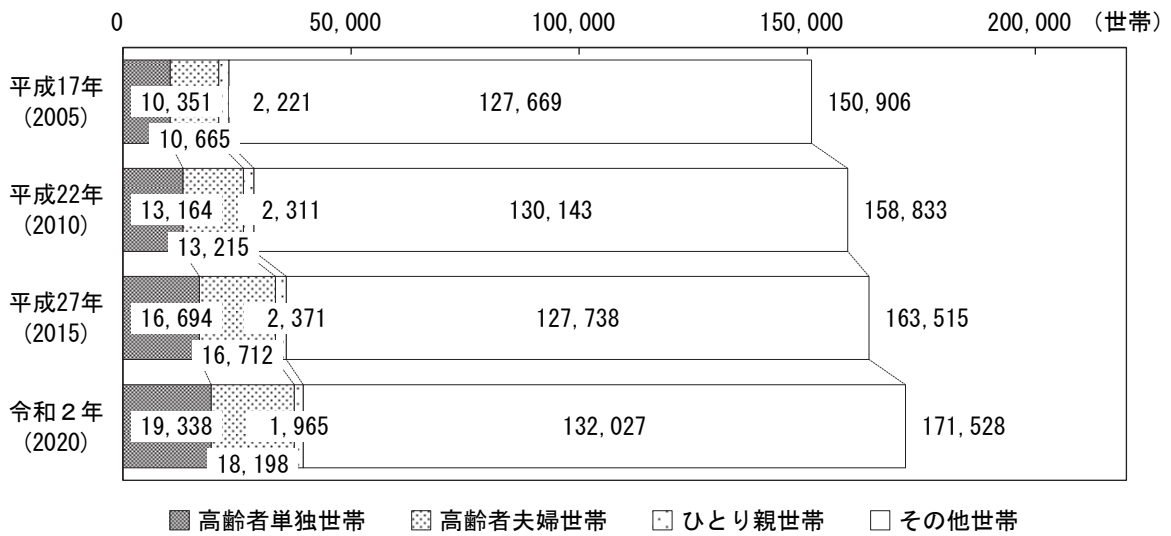
資料：福祉保健部障害福祉課、こども家庭部こども健康課

2 家族・世帯の状況

(1) 世帯の状況

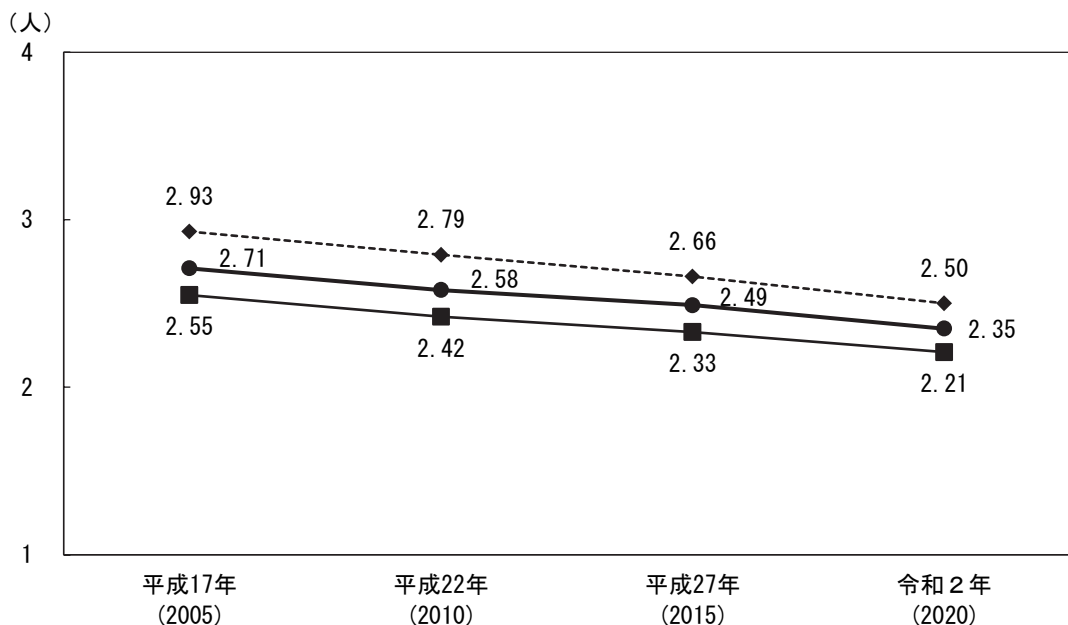
富山市の一般世帯数は、令和2年国勢調査において171,528世帯と、増加傾向にあります。このうち、高齢者の単独世帯（一人暮らし）は19,338世帯（11.3%）と急増しており、高齢者夫婦世帯（18,198世帯（10.6%））を上回っています。また、ひとり親世帯は1,965世帯（1.1%）となっています。

図表2-8 富山市の一般世帯数の推移



1世帯あたりの世帯人員をみると、富山市は2.35人と、全国に比べてやや高く、富山県全体に比べてやや低く推移しています。

図表2-9 富山市における平均世帯人員の推移（全国、富山県との比較）



資料：ともに国勢調査

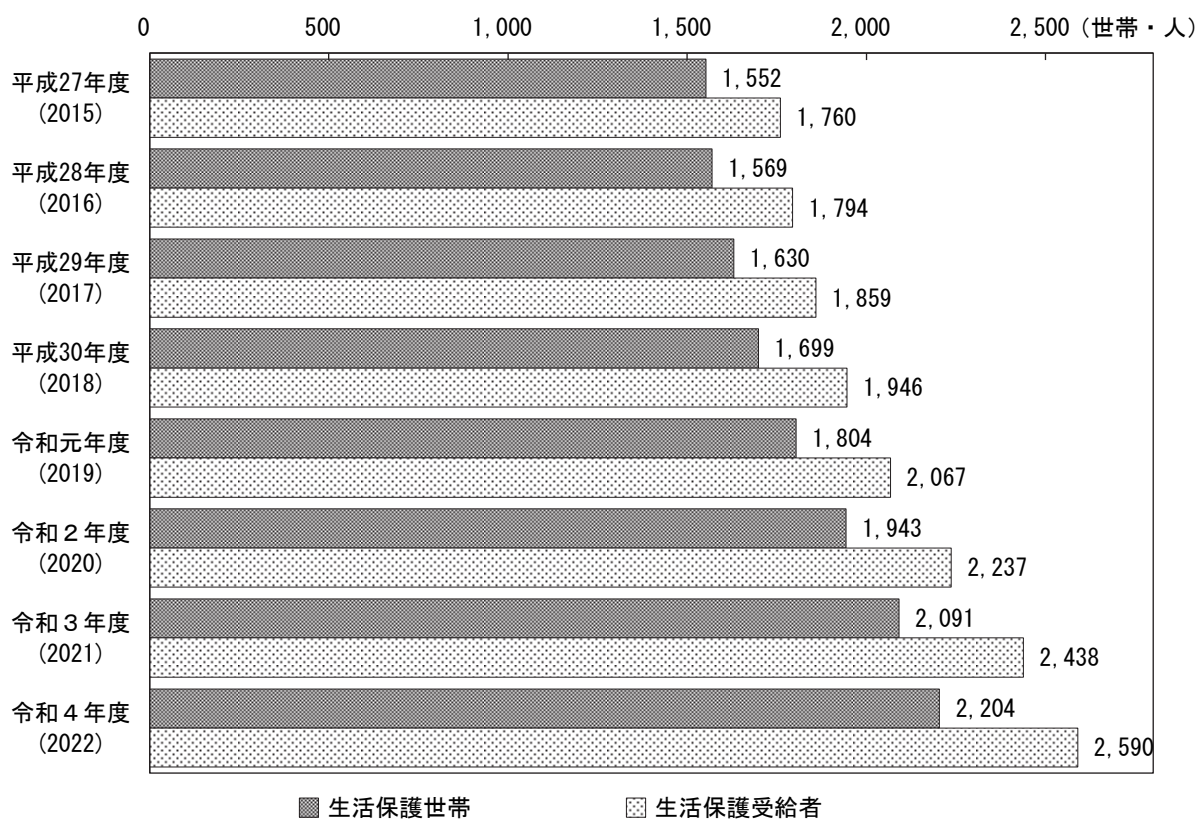
■ 全国 ◆ 富山県 ● 富山市

(2) 生活保護世帯の状況

生活保護は、資産や能力等のすべてを活用してもなお生活に困窮する人に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。

富山市の生活保護世帯数は、令和4年度で2,204世帯と、年々増加しています。そのため、生活保護受給者数（2,590人）も、年々増加しています。

図表2-10 富山市の生活保護世帯数・受給者数の推移



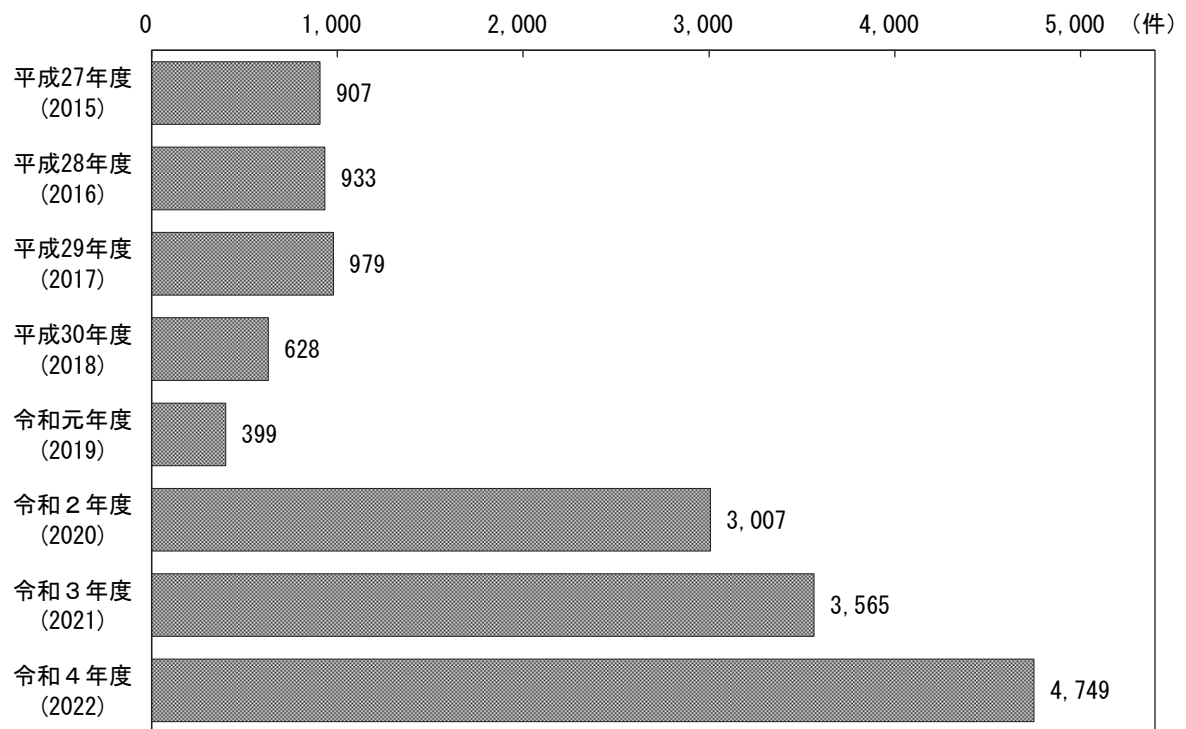
資料：福祉保健部生活支援課

(3) 生活困窮者の状況

生活困窮者自立支援は、生活困窮者自立支援法に基づき住宅の確保や家計の改善等を支援するサービスであり、生活保護に至らない生活困窮状態にある人からの相談に応じて提供しています。

富山市の生活困窮者自立支援事業（社会福祉協議会が運営）における相談件数は、令和4年度で4,749件となっており、令和2年度以降は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、失業・休業等により収入の減少した人・世帯からの生活支援に関する相談が特に急増しています。

図表2-11 富山市の生活困窮者自立支援事業相談支援件数（延べ件数）の推移



資料：富山市社会福祉協議会事業報告

3 地域の主な支援者の状況

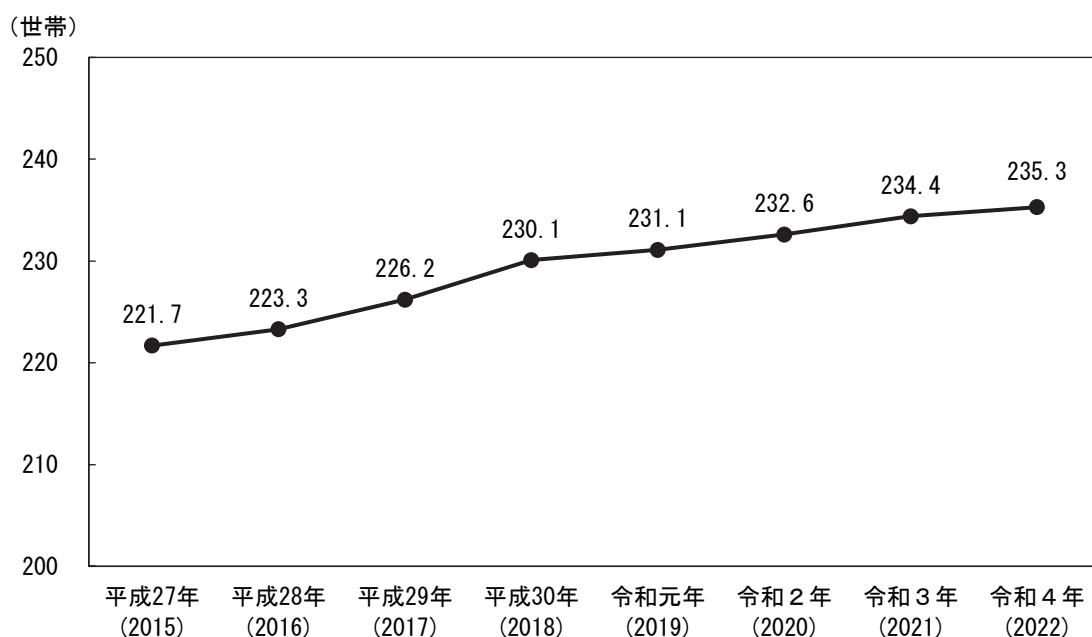
(1) 民生委員・児童委員の状況

富山市内の各地区・校下では民生委員・児童委員（以下「民生委員」といいます。）が活動しており、地域住民の日常生活や介護、子育て、生活困窮などの福祉に関する困りごとなどの相談、情報提供、見守り、行政機関等への取り次ぎなどの支援を行っています。民生委員は、厚生労働大臣と富山市長から委嘱（任期3年）され、児童委員を兼ねていますが、このうち、児童福祉に関することを専門に担当する主任児童委員がいます。

富山市の民生委員の定数は891人で、令和4年12月末時点で879人と、定数に対し、12人不足（充足率は98.7%）しています。このうち、主任児童委員の定数は98人で、令和4年12月末時点で97人となっています。

民生委員1人当たりの世帯数をみると、令和4年12月末時点で約235世帯となっており、年々上昇しており、民生委員の負担が重くなっていると考えられます。

図表2-12 富山市の民生委員・児童委員1人当たりの世帯数の推移（各年12月末）



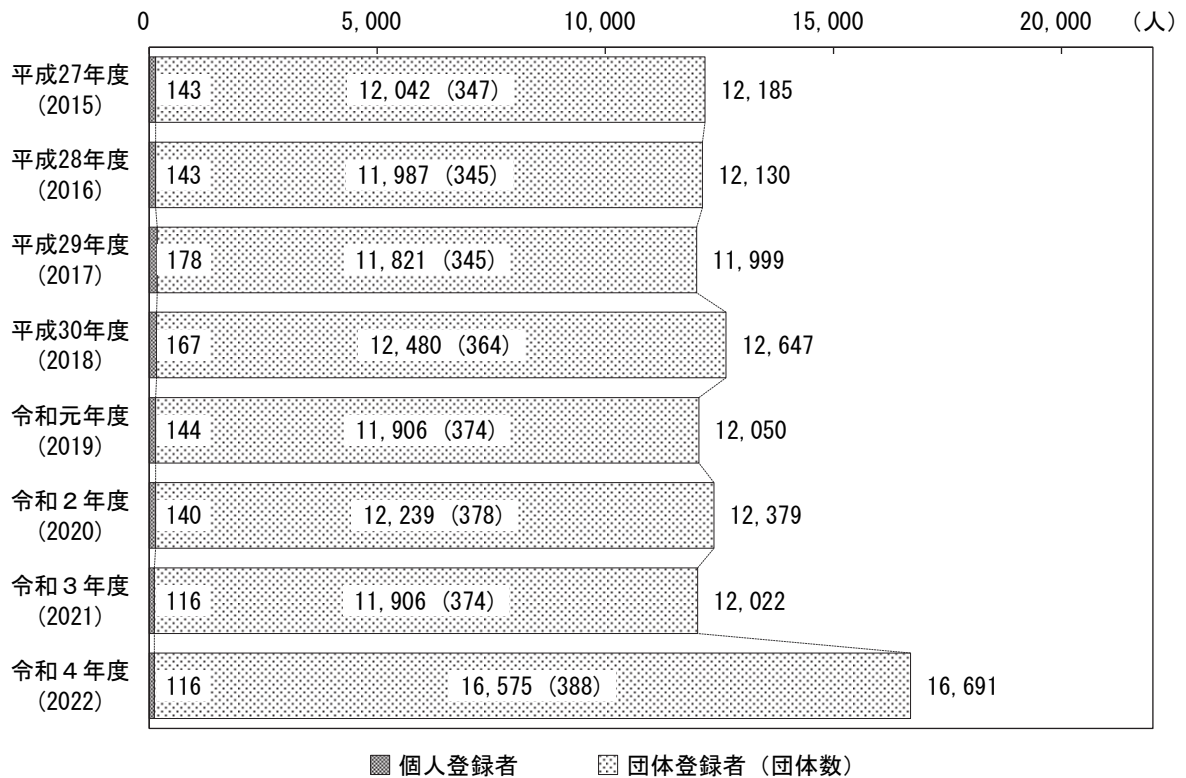
資料：富山市統計書、福祉保健部福祉政策課

(2) ボランティアの状況

富山市ボランティアセンター（社会福祉協議会が運営）が市内に5カ所あり、ボランティアに関する様々な情報の収集と提供、また、ボランティア活動をしたいと考えている人、必要としている人に対して相談、助言、紹介、斡旋等を行っています。

富山市ボランティアセンターにおけるボランティア登録者数は、令和4年度に16,691人で、このうち、個人登録が116人、団体登録が388団体・16,575人となっています。個人登録はやや減少していますが、団体登録は、すでに活動されている団体に対し、ボランティア活動保険への加入促進を図ったことにより、令和4年度に増加しました。

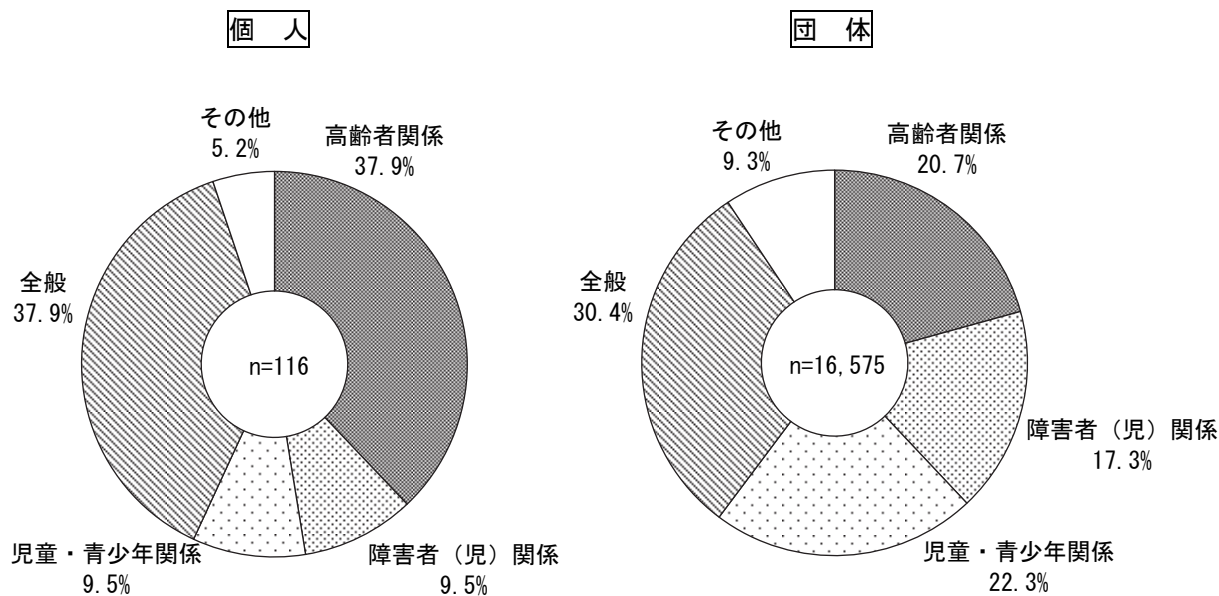
図表2-13 富山市ボランティアセンターのボランティア登録者数の推移



資料：富山市社会福祉協議会事業報告

令和4年度の登録ボランティアの活動分野をみると、個人・団体登録者とも「全般」の割合が最も高くなっています。個人登録者では、「高齢者関係」も「全般」と同率になっており、あわせて7割以上を占めています。一方、団体登録者では、「全般」に次いで、「児童・青少年関係」が高くなっています。

図表2-14 富山市ボランティアセンター登録ボランティアの活動分野



資料：富山市社会福祉協議会事業報告

第3章

地域福祉の課題の検証

1 アンケート調査からみえる課題

(1) アンケート調査の概要について

計画の策定にあたり、市民・関係団体の地域福祉活動等に関する意識や課題等を把握し、検証するため、令和5年7月にアンケート調査を実施しました。

図表3-1 アンケート調査の概要

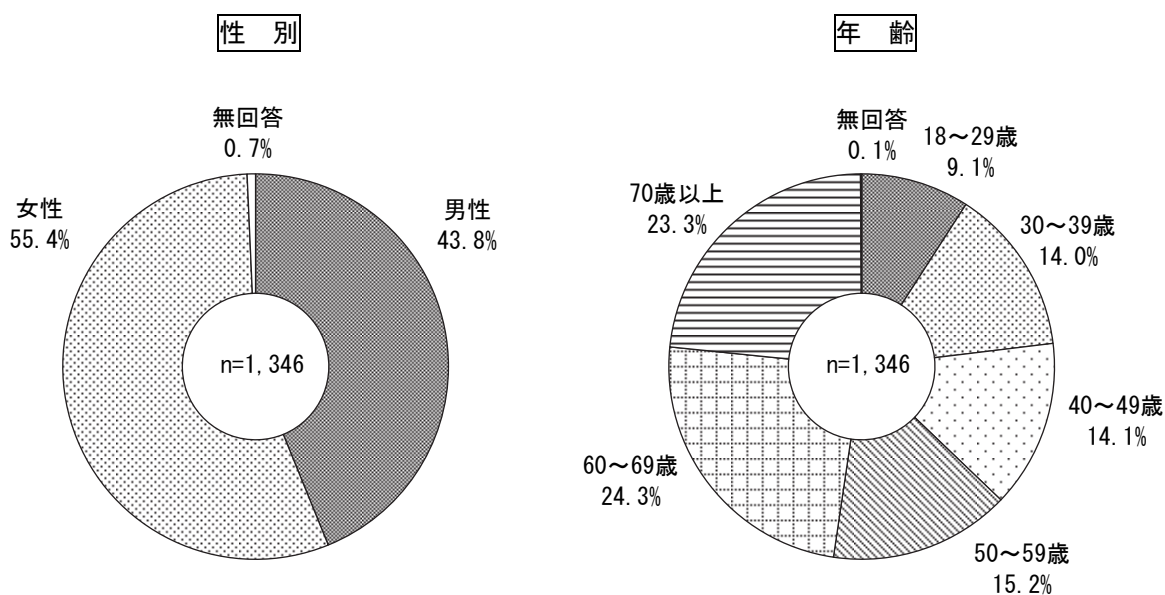
調査対象	調査方法	調査数	回答数	回答率 (%)
18歳以上の市民	対象者・団体（無作為）に 郵送により配布・回収 （Web回答可）	3,600	1,346	37.4
市内で活動する 福祉関係団体		300	188	62.7

※回答の比率は、各設問の回答者数を基数（n）として算出しています。したがって、複数回答の設問については、すべての比率を合計すると100%を超えます。

※回答率（%）は、小数点第2位以下を四捨五入したため、単数回答であっても合計が100%にならない場合があります。

※平成30（2018）年に実施したアンケート調査の結果は「平成30年調査」、今回のアンケート調査の結果は「令和5年調査」と表示しています。

図表3-2 アンケート調査（市民）の回答者の属性



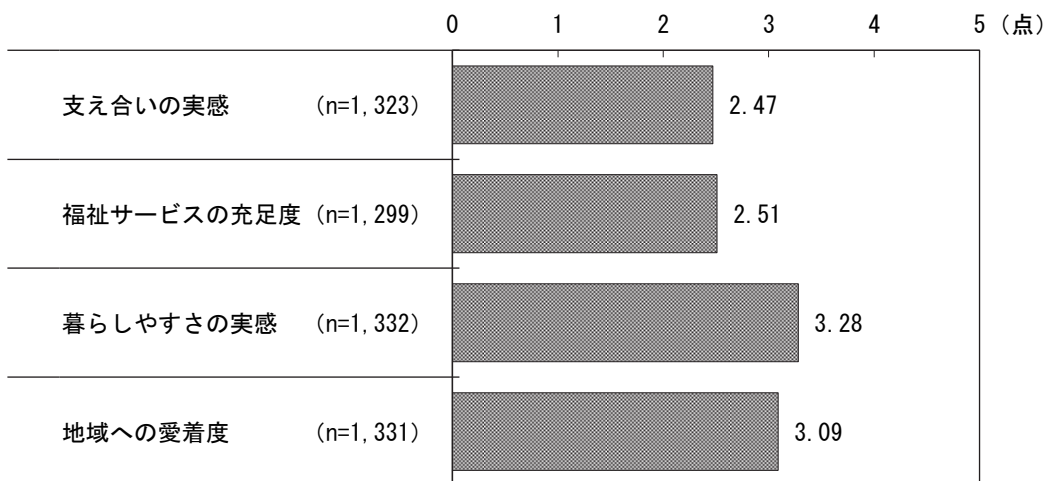
(2) 地域福祉の充実に向けた意識・意向について

前計画では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちをめざして、基本目標に「市民協働による共生社会づくり」、「福祉サービス基盤の強化」、「安心・安全で暮らしやすい地域づくり」、「市民が誇りを持てるまちづくり」を掲げて地域福祉施策を展開してきました。

そこで、アンケート調査では、これらの基本目標ごとの施策の成果をはかるため、「支え合いの実感」、「福祉サービスの充足度」、「暮らしやすさの実感」、「地域への愛着度」について5点満点で評価していただきました。

その結果、「暮らしやすさの実感」(3.28)が最も高く、「地域への愛着度」(3.09)とともに平均3ポイントを上回ったものの、「支え合いの実感」(2.47)と「福祉サービスの充足度」(2.51)は平均3ポイントを下回りました。

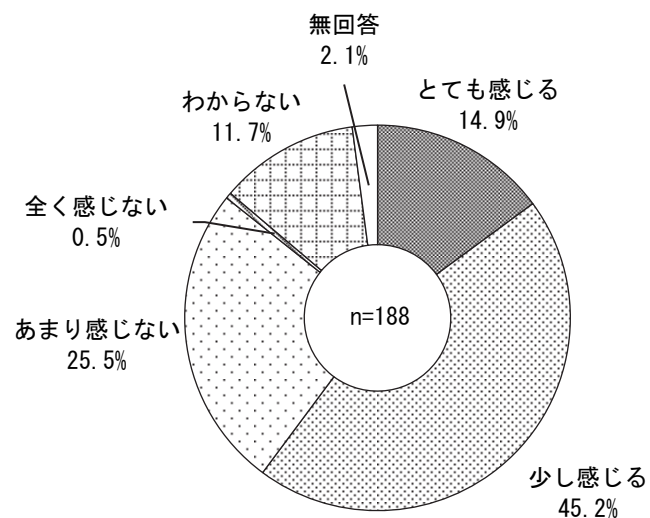
図表3-3 前計画の4つの基本目標に関する市民の実感（平均点）



このうち、「支え合いの実感」に関して、地域住民がお互いを支え合えていると感じるか関係団体にたずねたところ、「感じる」（「とても感じる」と「少し感じる」の合計）が60.1%、「感じない」（「全く感じない」と「あまり感じない」の合計）が26.0%と、「感じる」が「感じない」を大きく上回っています。

「支え合いの実感」については、市民と関係団体とで実感の違いがうかがえます。

図表3-4 地域住民がお互いを支え合えていると感じるか

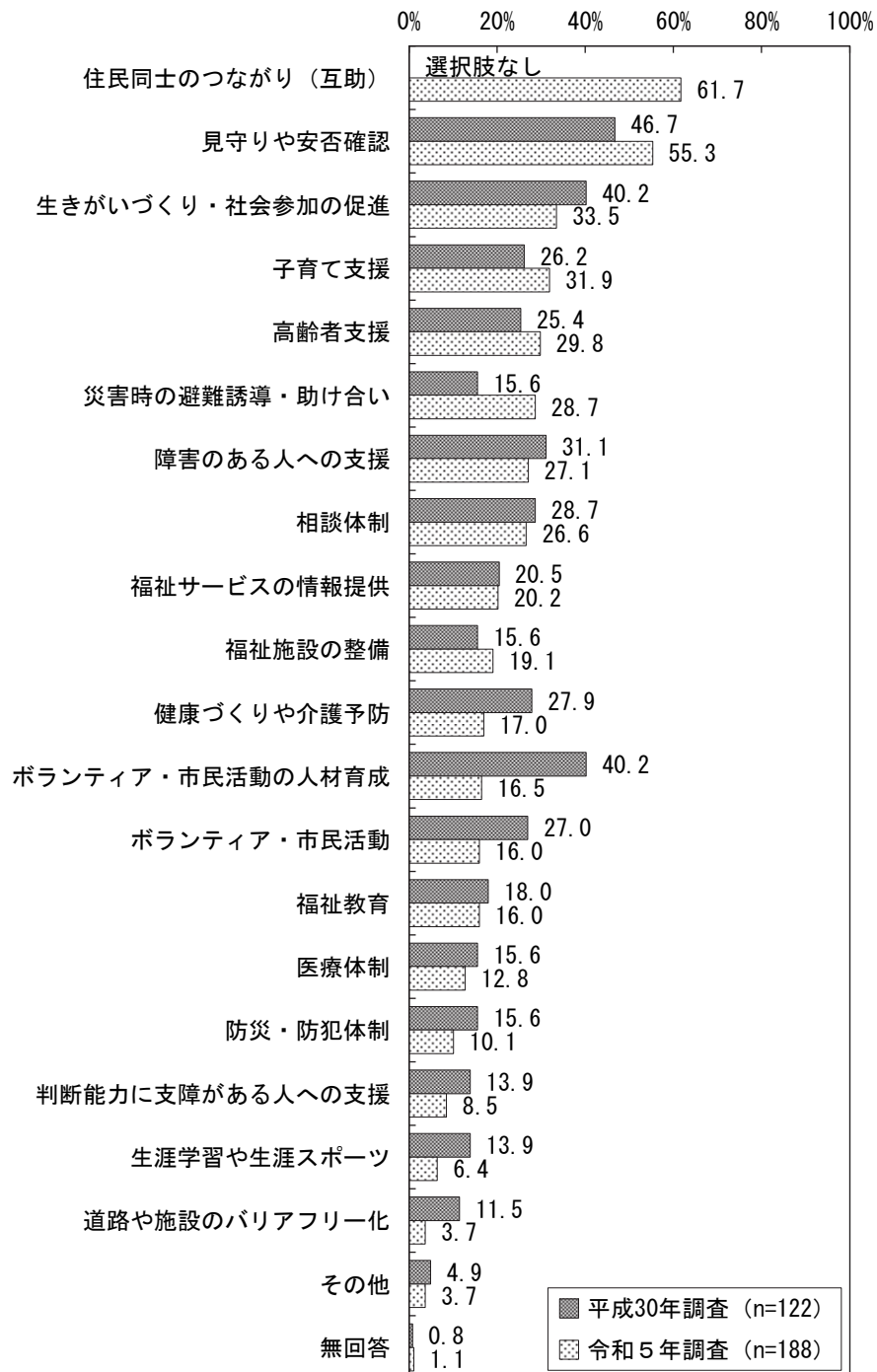


資料：アンケート調査（関係団体）

次に、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために重要なことについて関係団体にたずねたところ、「住民同士のつながり（互助）」が61.7%と最も高く、次いで、「見守りや安否確認」が55.3%となっています。

平成30年に実施した同様の調査（以下「平成30年調査」といいます。）と比較すると、「災害時の避難誘導・助け合い」が10ポイント以上上昇しています。

図表3-5 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために重要なこと（5つまで回答）



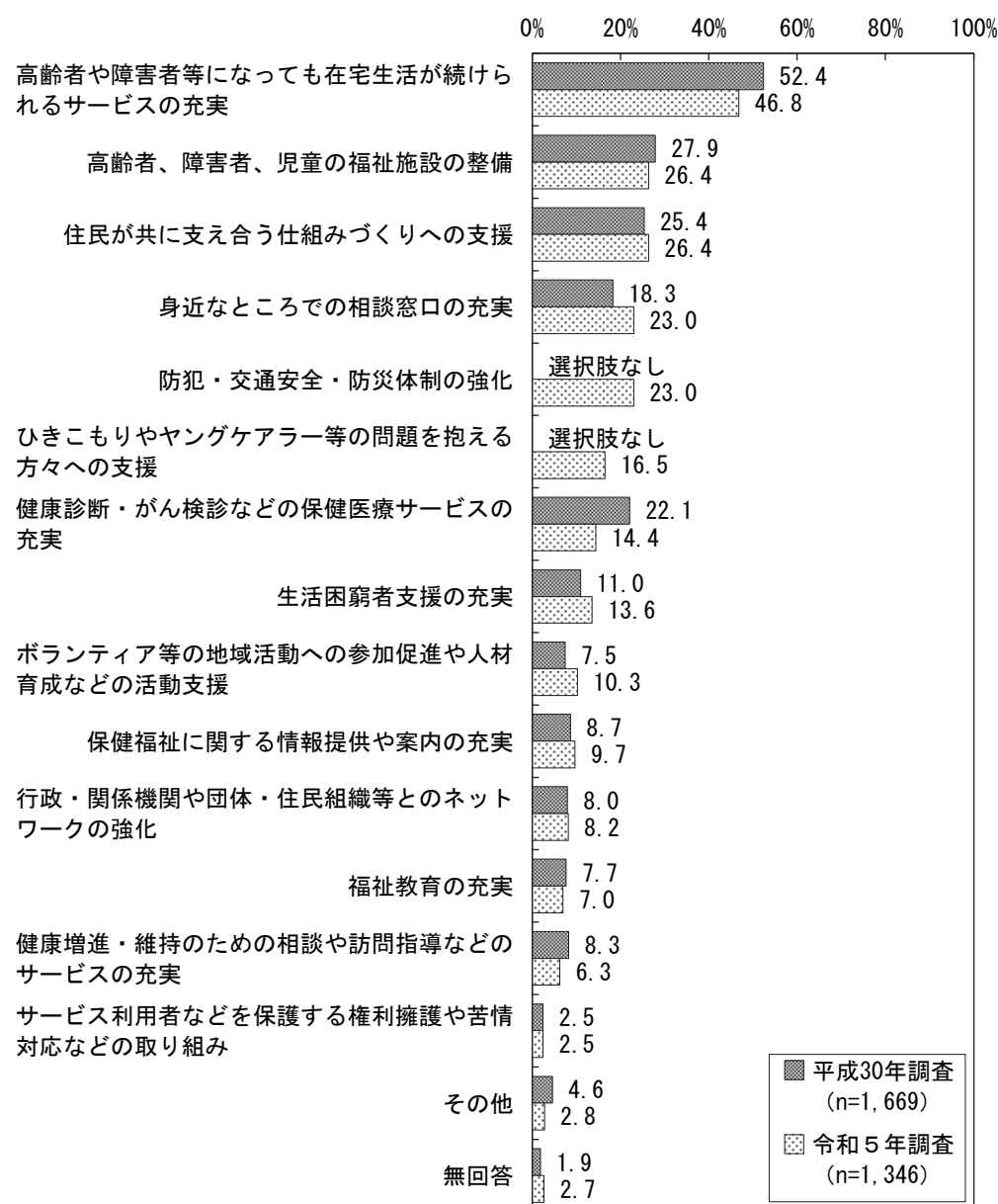
資料：アンケート調査（関係団体）

今後、地域福祉を推進するために富山市が優先して取り組むべきことについて市民にたずねたところ、「高齢者や障害者等になっても在宅生活が続けられるサービスの充実」が46.8%と最も高く、次いで、「高齢者、障害者、児童の福祉施設の整備」と「住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援」がともに26.4%、「身近なところでの相談窓口の充実」と「防犯・交通安全・防災体制の強化」がともに23.0%などとなっています。

平成30年調査と比較しても、大きな変化はみられません。

市民、関係団体とも、住民同士のつながり、支え合いの重要性、必要性が認識されています。

図表3-6 今後、地域福祉を推進するために富山市が優先して取り組むべきこと（3つまで回答）



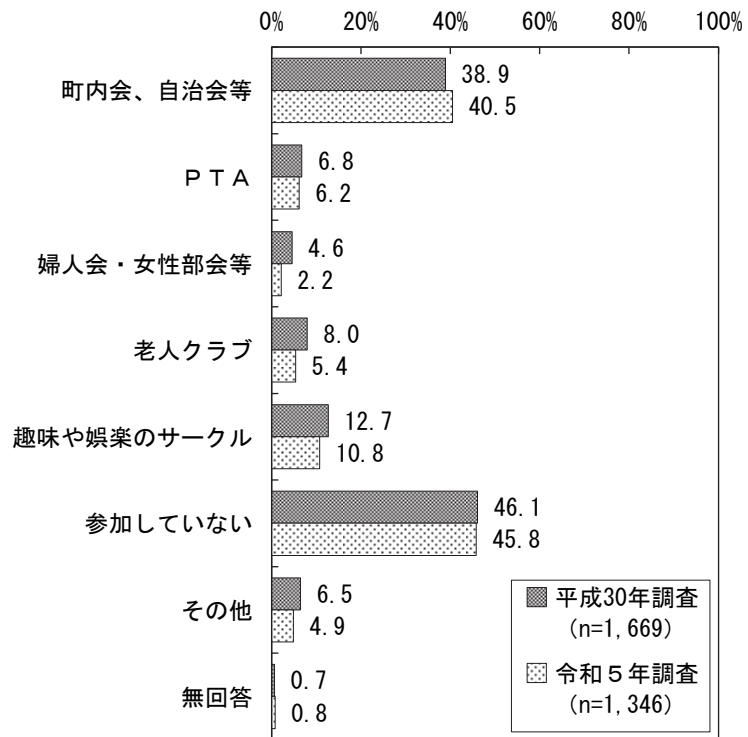
資料：アンケート調査（市民）

(3) 市民の支え合い活動等の実態・意向について

地域活動等に参加しているかたずねたところ、「参加していない」が45.8%と最も高く、参加している具体的な地域活動等の中では、「町内会、自治会等」が40.5%と特に高くなっています。

平成30年調査と比較しても、あまり変化はみられません。

図表3-7 地域活動等への参加状況（複数回答）

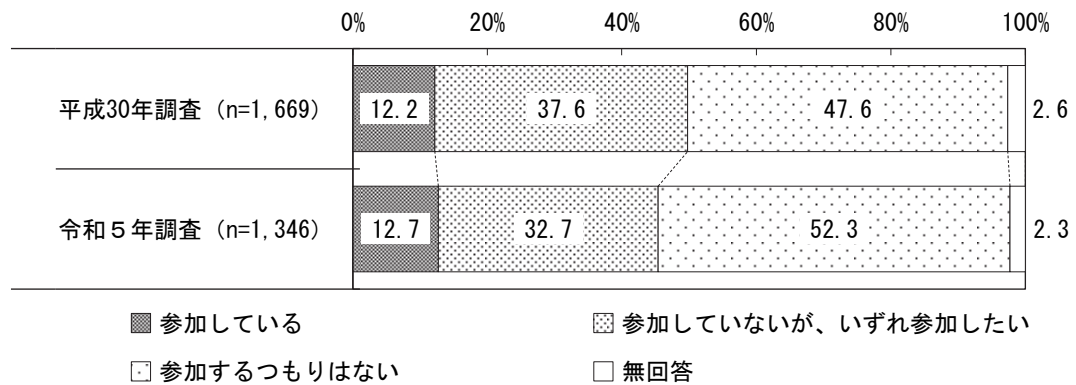


資料：アンケート調査（市民）

ボランティア活動等に参加しているかたすねたところ、「参加している」は12.7%にとどまり、「参加していないが、いずれ参加したい」が32.7%、「参加するつもりはない」が52.3%となっています。

平成30年調査と比較すると、「参加していないが、いずれ参加したい」が5ポイント程度低下しています。

図表3-8 ボランティア活動等への参加状況（平成30年調査との比較）

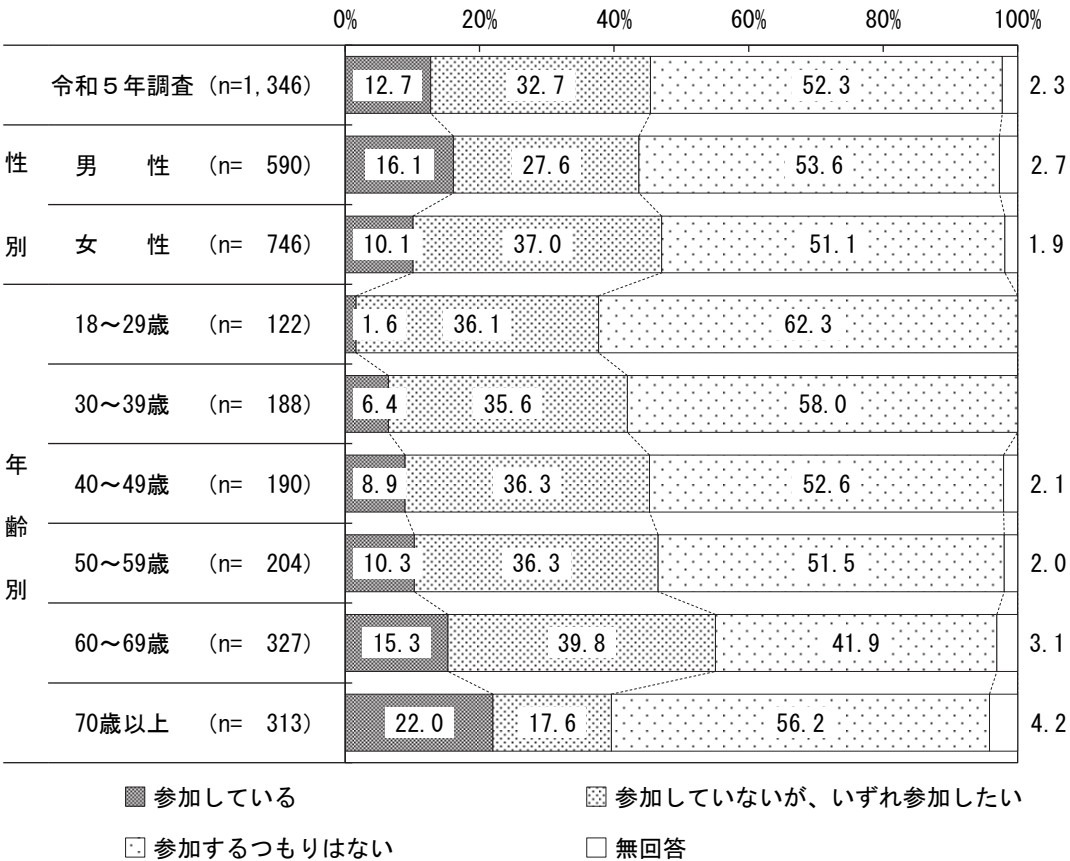


資料：アンケート調査（市民）

令和5年の調査結果を性別にみると、「参加している」は女性に比べて男性が6ポイント高く、「参加していないが、いずれ参加したい」は男性に比べて女性が9ポイント程度高くなっています。

また、年齢別にみると、年齢が高いほど「参加している」は高く、70歳以上で22.0%となっています。

図表3-9 ボランティア活動等への参加状況（令和5年調査詳細）

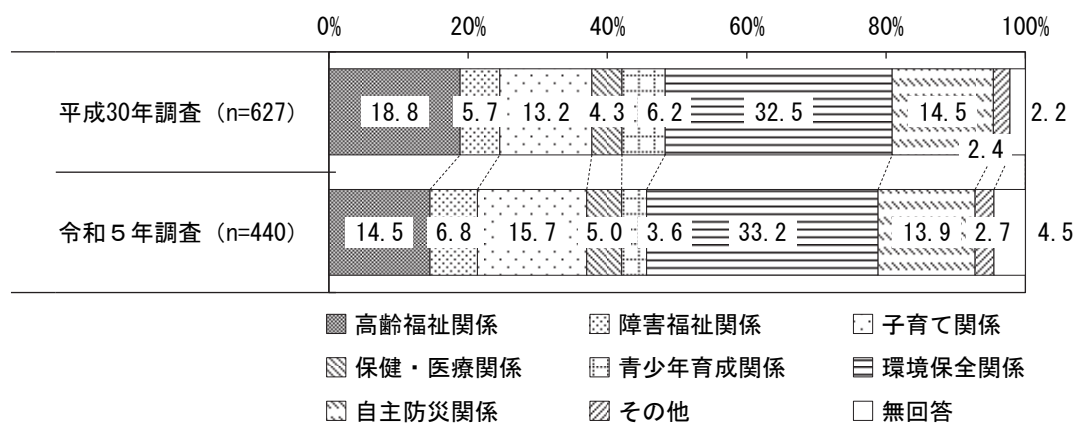


資料：アンケート調査（市民）

「参加していないが、いずれ参加したい」と答えた人に、参加するとしたら、どの分野の活動に参加したいかたずねたところ、「環境保全関係」が33.2%と最も高く、次いで、「子育て関係」が15.7%、「高齢福祉関係」が14.5%、「自主防災関係」が13.9%などとなっています。

平成30年調査と比較しても、大きな変化はみられません。

図表3-10 ボランティア活動等への参加希望分野（平成30年調査との比較）



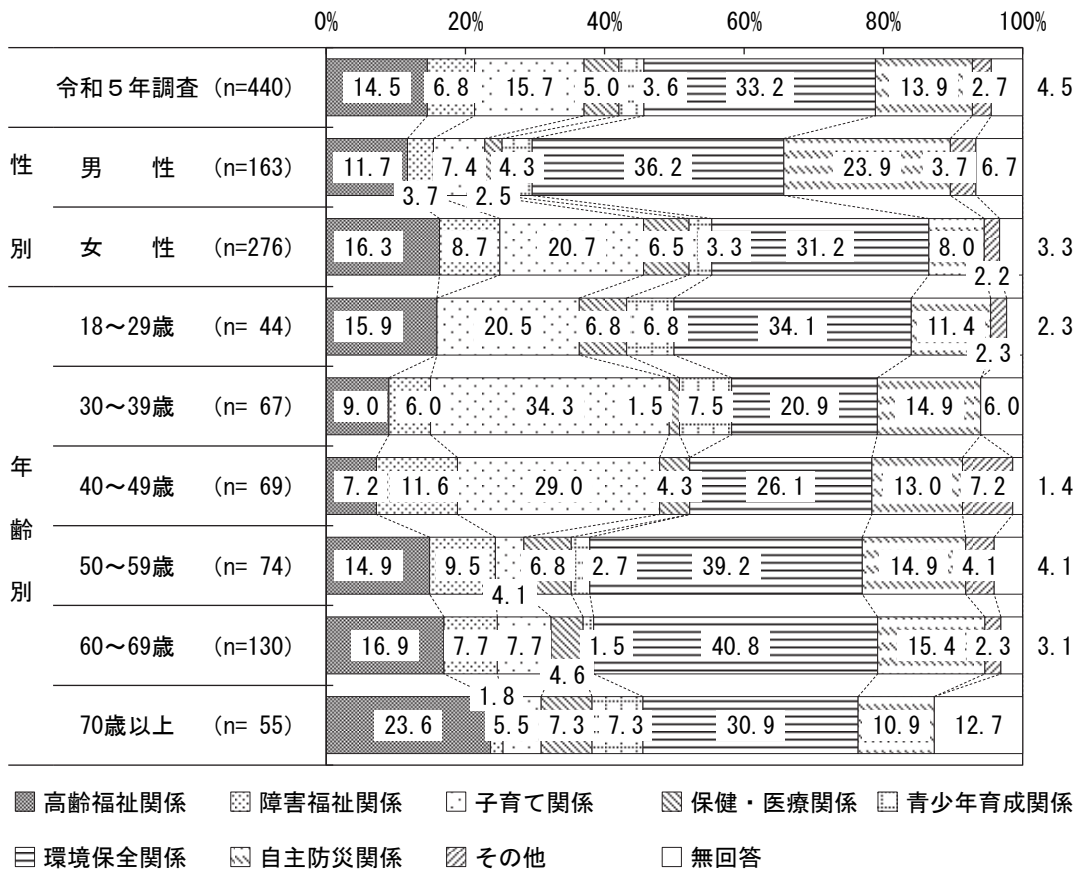
資料：アンケート調査（市民）

令和5年の調査結果を性別にみると、「子育て関係」は男性に比べて女性が13ポイント程度高く、「自主防災関係」は女性に比べて男性が16ポイント程度高くなっています。

また、年齢別にみると、30歳代と40歳代では「子育て関係」が最も高く、30歳代では3割を超えています。「高齢者福祉関係」は、年齢が高いほど高い傾向がみられます。

子育てや介護の経験を生かした、また、同世代を支えるボランティア活動等への参加意向が高い傾向にあります。特に、「子育て関係」のボランティア活動等に、女性や同世代が参加しやすい環境づくりを進めていくとよいと考えられます。

図表3-11 ボランティア活動等への参加希望分野（令和5年調査詳細）

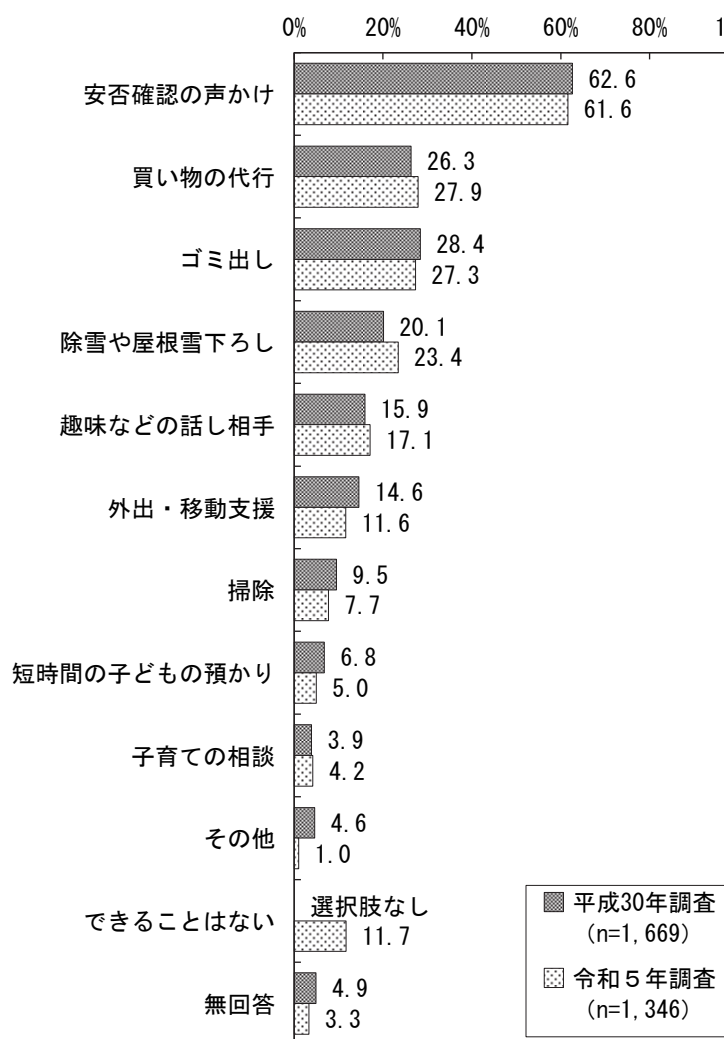


資料：アンケート調査（市民）

子育てや介護など、困っている世帯に対してできることについてたずねたところ、「安否確認の声かけ」が61.6%と最も高く、次いで、「買い物の代行」が27.9%、「ゴミ出し」が27.3%、「除雪や屋根雪下ろし」が23.4%などとなっています。なお、「できることはない」は11.7%にとどまっています。

平成30年調査と比較しても、あまり変化はみられません。

図表3-12 子育てや介護など、困っている世帯に対してできること（3つまで回答）

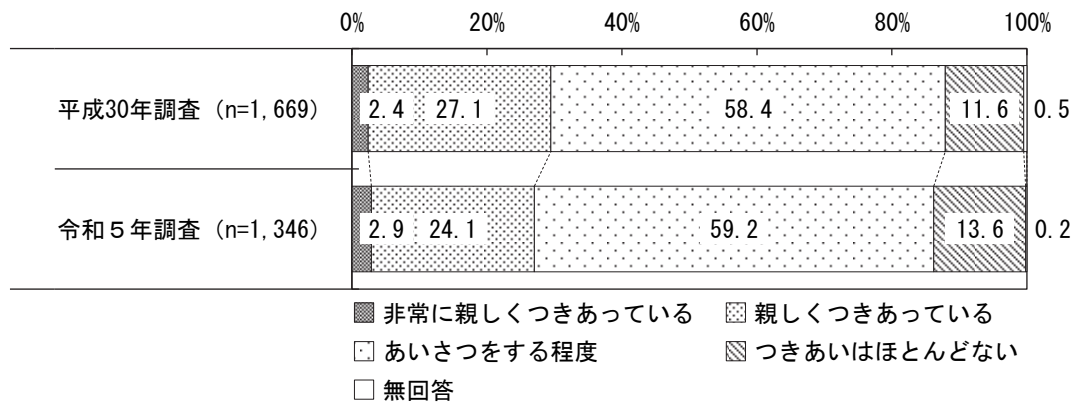


資料：アンケート調査（市民）

ふだんどの程度の近所づきあいをしているかたずねたところ、「非常に親しくつきあっている」(2.9%)と「親しくつきあっている」(24.1)、「あいさつをする程度」(59.2%)を合わせた《つきあいはある》は86.2%に及び、「つきあいはほとんどない」は13.6%にとどまっています。

平成30年調査と比較しても、大きな変化はみられません。

図表3-13 近所づきあいの状況



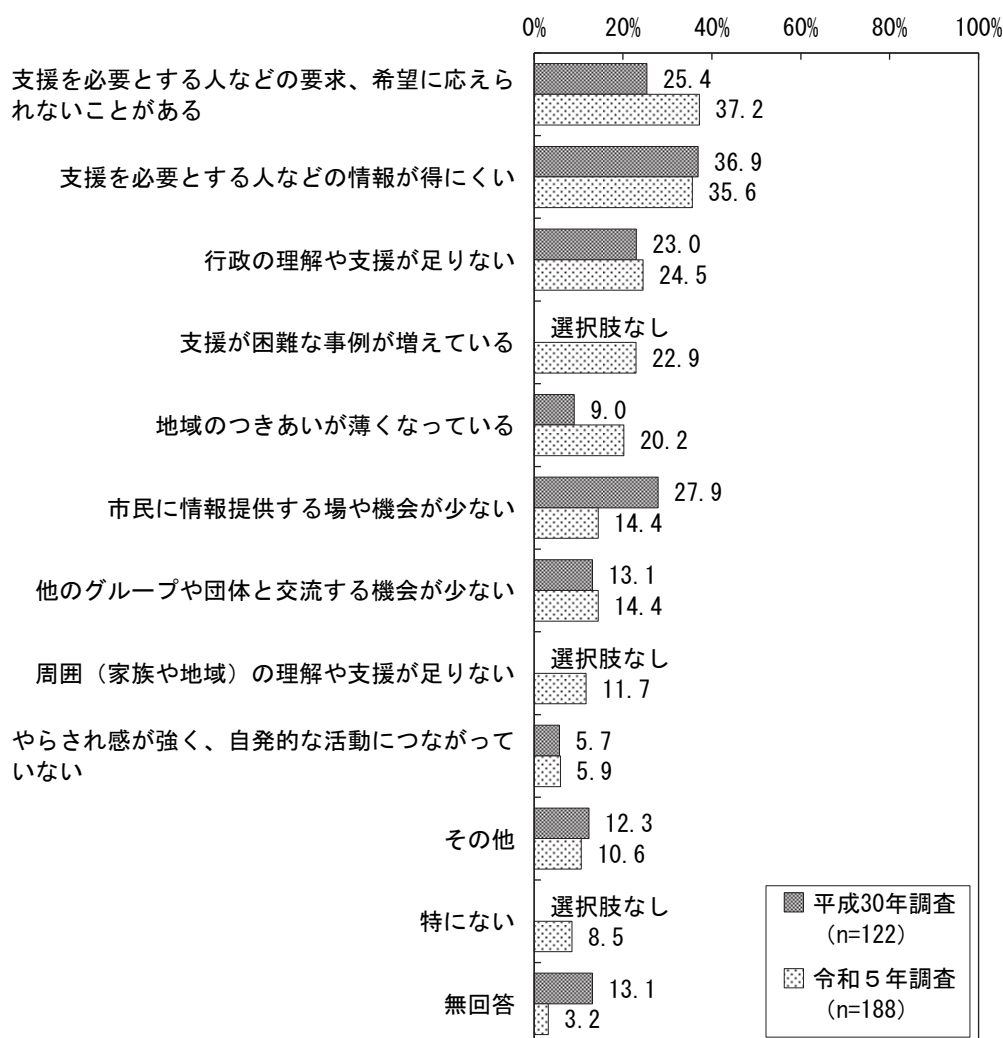
資料：アンケート調査（市民）

(4) 関係団体の地域福祉活動等の実態について

地域福祉活動をしている中で困っていることについてたずねたところ、「支援を必要とする人などの要求、希望に応えられないことがある」が37.2%と最も高く、次いで、「支援を必要とする人などの情報が得にくい」が35.6%となっています。なお、「特にない」は8.5%となっています。

平成30年調査と比較すると、「支援を必要とする人などの要求、希望に応えられないことがある」と「地域のつきあいが薄くなっている」が10ポイント以上上昇しており、活動がより困難になっていることがうかがえます。

図表3-14 地域福祉活動をしている中で困っていること（3つまで回答）

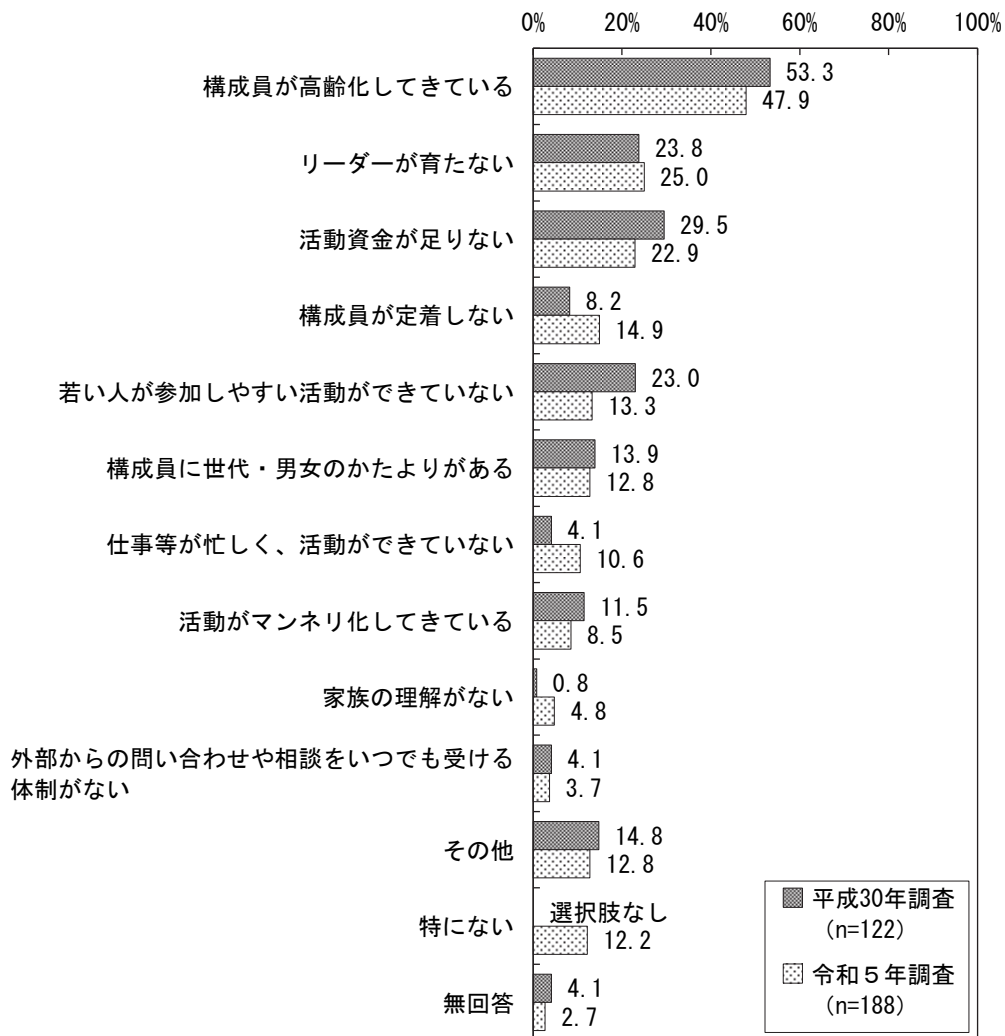


資料：アンケート調査（関係団体）

団体の運営上で困っていることについてもたずねたところ、「構成員が高齢化してきている」が47.9%と最も高く、次いで、「リーダーが育たない」が25.0%、「活動資金が足りない」が22.9%などとなっています。なお、「特にない」は12.2%となっています。

平成30年調査と比較すると、「若い人が参加しやすい活動ができていない」が10ポイント程度低下しています。

図表3-15 団体の運営上で困っていること（3つまで回答）



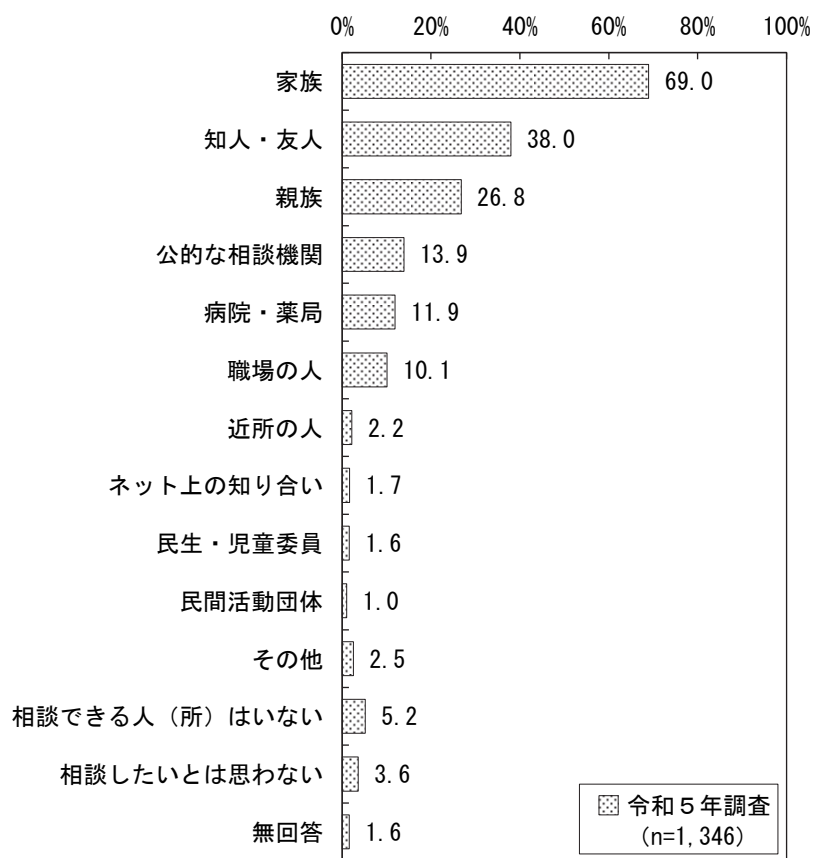
資料：アンケート調査（関係団体）

(5) 相談と情報の取得について

悩みや不安を誰（どこ）に相談したいかたずねたところ、「家族」が69.0%と最も高く、次いで、「知人・友人」(38.0%)、「親族」(26.8%)、「公的な相談機関」(13.9%)の順となっています。

なお、「相談できる人（所）はいない」は5.2%、「相談したいとは思わない」は3.6%となっています。

図表3-16 悩みや不安の相談先（3つまで回答）

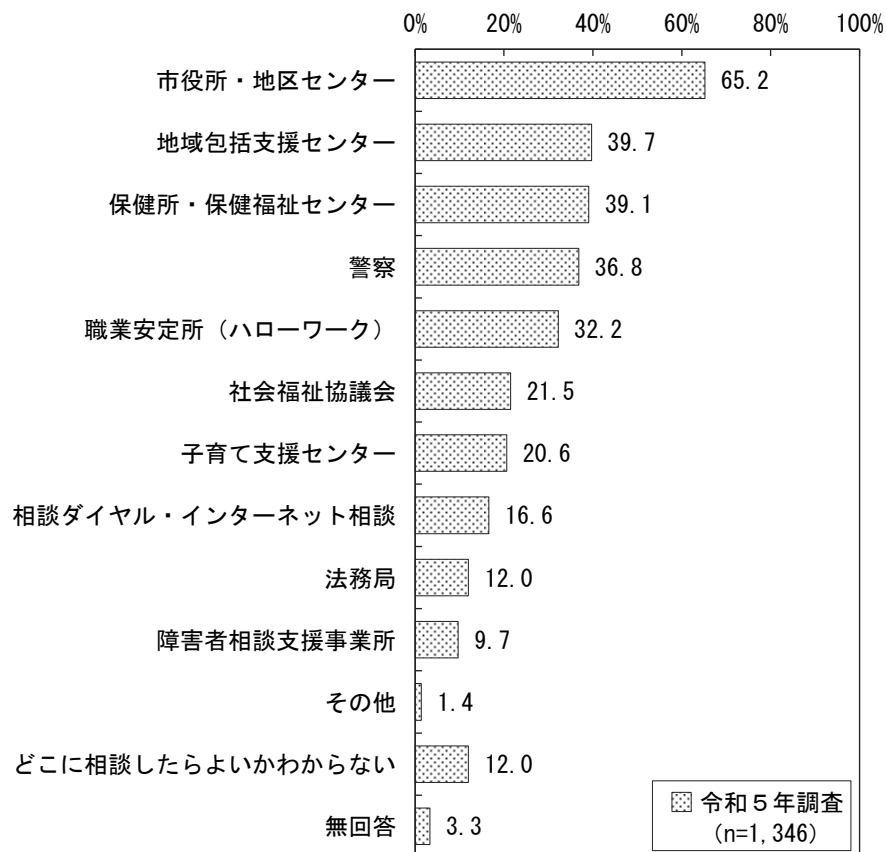


資料：アンケート調査（市民）

公的な相談機関として知っているところはあるかたずねたところ、「市役所・地区センター」が65.2%と最も高く、次いで、「地域包括支援センター」(39.7%)、「保健所・保健福祉センター」(39.1%)、「警察」(36.8%)、「職業安定所(ハローワーク)」(32.2%)の順となっており、「社会福祉協議会」(21.5%)をはじめ、福祉の専門的な相談機関は、比較的低くなっています。なお、「どこに相談したらよいかわからない」は12.0%となっています。

悩みや不安を感じた場合に、多くの人が誰(どこ)かに相談できることがうかがえますが、より専門的な相談もできるよう、周知や啓発に取り組んでいく必要があります。

図表3-17 公的な相談機関として知っているところ(複数回答)

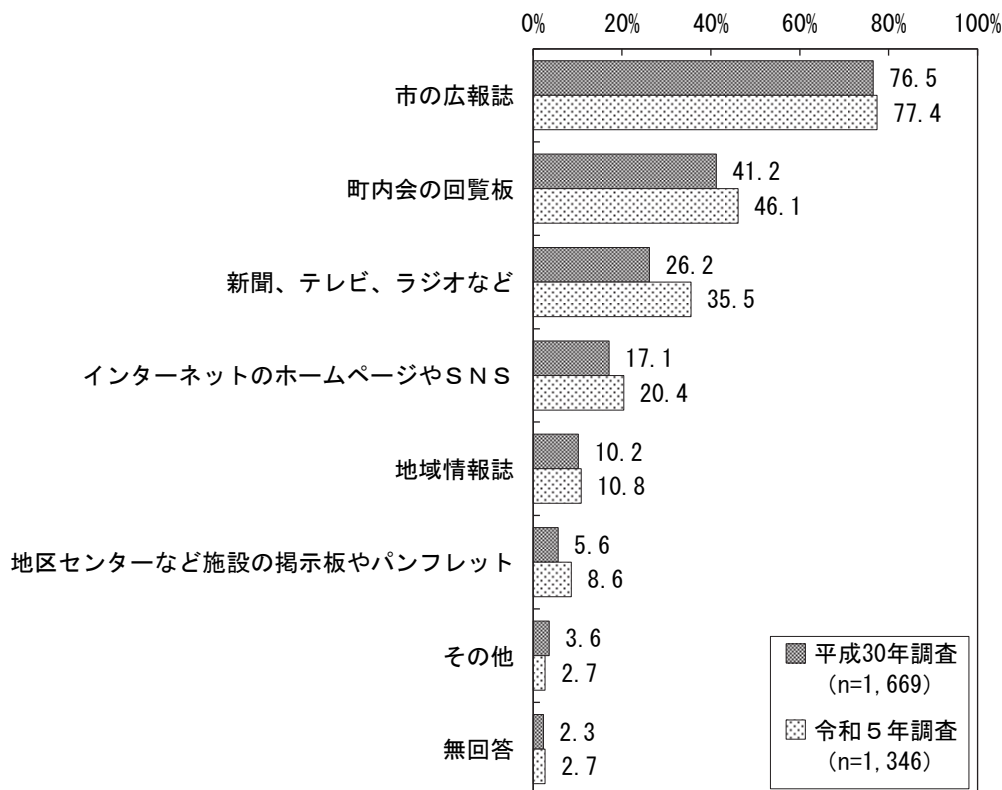


資料：アンケート調査(市民)

福祉や保健に関する情報の入手先についてたずねたところ、「市の広報誌」が77.4%と最も高く、次いで、「町内会の回覧板」(46.1%)、「新聞、テレビ、ラジオなど」(35.5%)、「インターネットのホームページやSNS」(20.4%)の順となっています。

平成30年調査と比較しても、大きな変化はみられません。

図表3-18 福祉や保健に関する情報の入手先（3つまで回答）

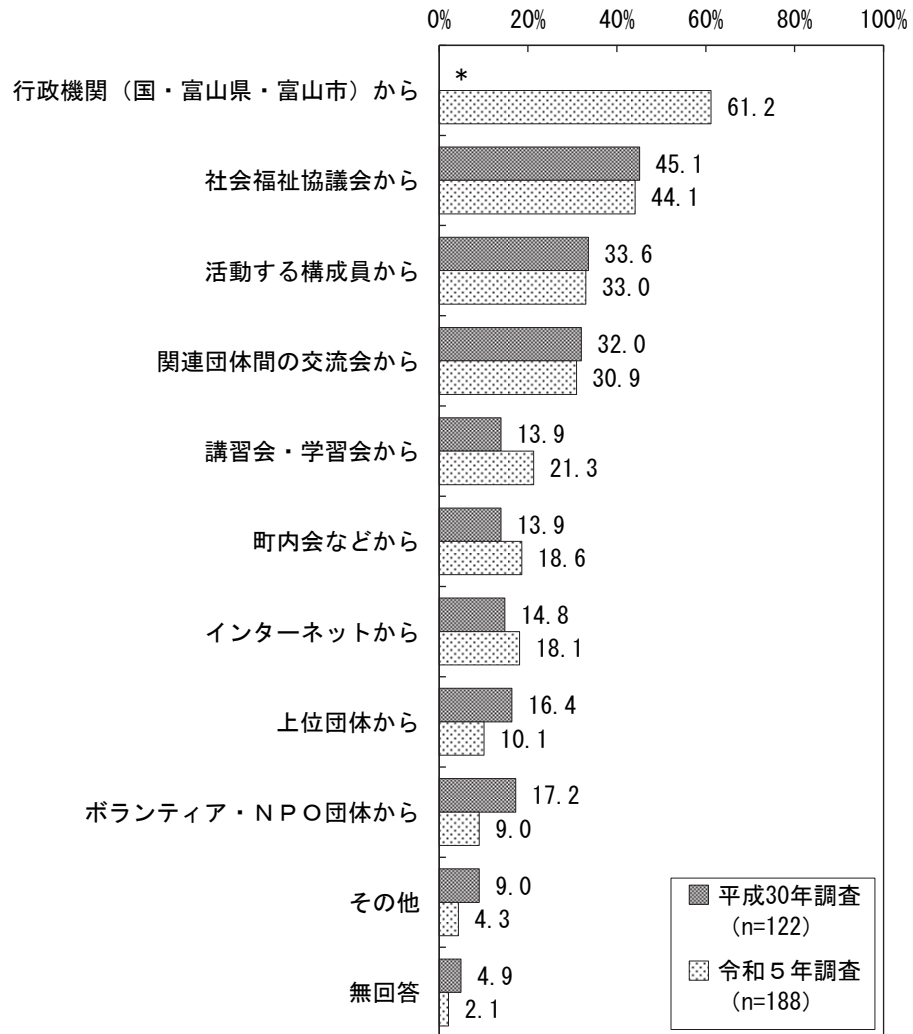


資料：アンケート調査（市民）

地域福祉活動に必要な情報の入手先について関係団体にたずねたところ、「行政機関（国・富山県・富山市）から」が61.2%と最も高く、次いで、「社会福祉協議会から」が44.1%となっています。

平成30年調査と比較しても、大きな変化はみられません。

図表3-19 地域福祉活動に必要な情報の入手先（3つまで回答）



*平成30年調査は「富山市から」(31.1%)のみの選択肢

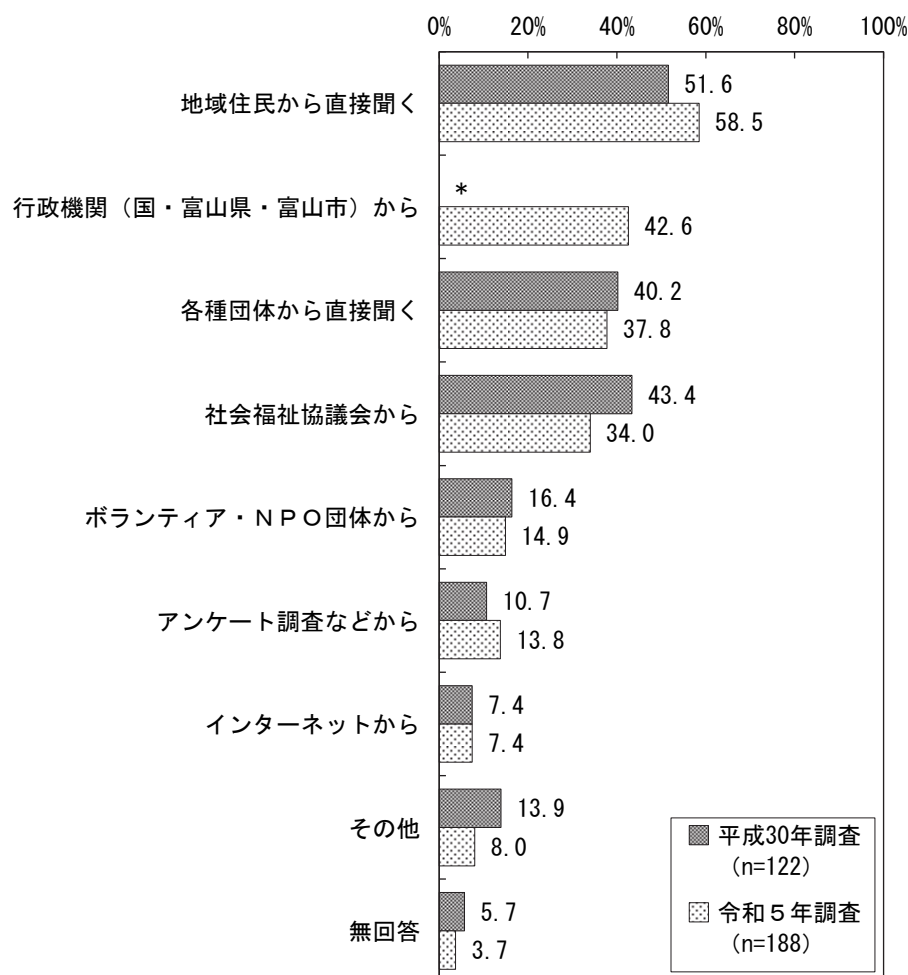
資料：アンケート調査（関係団体）

地域福祉活動を行う上での地域住民の要望の把握方法について関係団体にたずねたところ、「地域住民から直接聞く」が58.5%と最も高く、次いで、「行政機関（国・富山県・富山市）から」（42.6%）、「各種団体から直接聞く」（37.8%）、「社会福祉協議会から」（34.0%）の順となっています。

平成30年調査と比較しても、大きな変化はみられません。

活動団体としては、行政機関や社会福祉協議会から情報等を把握しているほか、地域住民の要望については直接聞いたり、各種団体に聞いていることがうかがえます。活動団体と地域住民や各種団体と交流を促進し、より実態に即した地域福祉活動につなげていく必要があります。

図表3-20 地域福祉活動を行う上での地域住民の要望の把握方法（複数回答）



* 平成30年調査は「富山市から」（19.7%）のみの選択肢

資料：アンケート調査（関係団体）

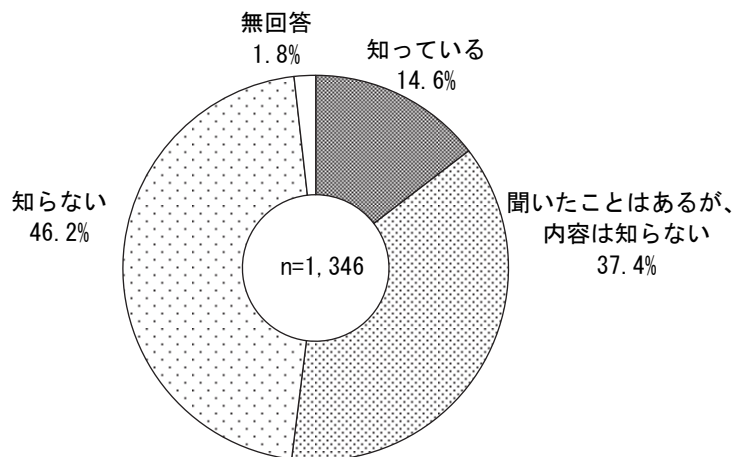
(6) 再犯防止等の推進に向けて

再犯防止等とは、犯罪をした人が再び犯罪をすることを防ぐことで、非行少年の非行をなくすことや再び非行少年となることを防ぐことも含むとされています。

再犯防止等に関する広報・啓発活動の取り組みである「社会を明るくする運動」について知っているかたずねたところ、「知っている」は14.6%にとどまり、「聞いたことはあるが、内容は知らない」が37.4%、「知らない」が46.2%となっています。

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。再犯防止等の推進に向けては、まずは市民の理解を深めていくことが重要であり、今後、関係団体とともに、「社会を明るくする運動」の周知や参加促進を図っていく必要があります。

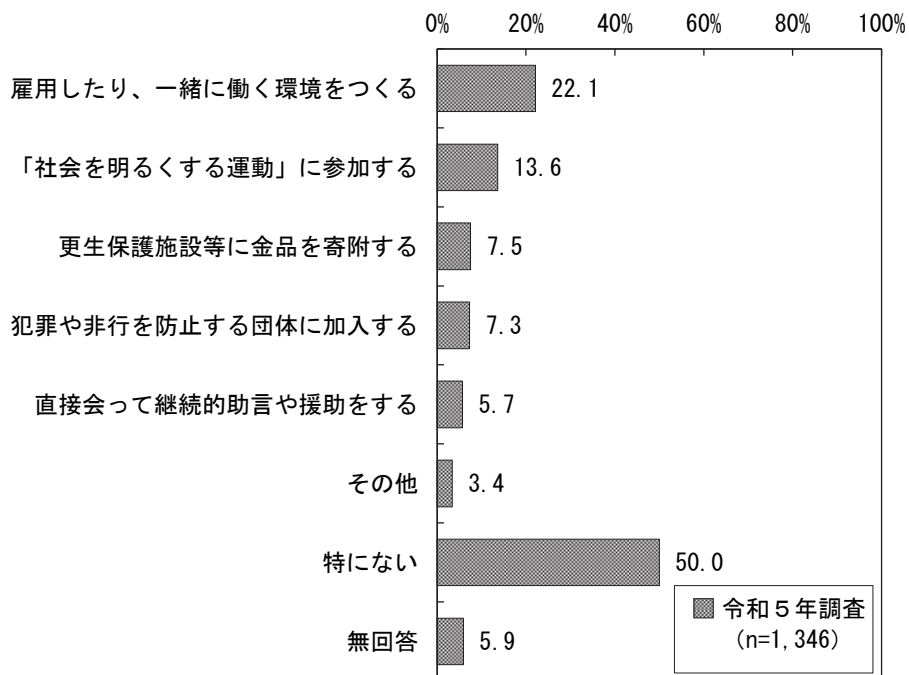
図表3-21 「社会を明るくする運動」の認知度



資料：アンケート調査（市民）

非行や犯罪をした人が立ち直るために、どのような協力をしたいかたずねたところ、「特にない」が50.0%を占め、これを除く具体的な選択肢の中では、「雇用したり、一緒に働く環境をつくる」(22.1%)が最も高くなっています。

図表3-22 非行や犯罪をした人の立ち直りへの協力の意向（複数回答）



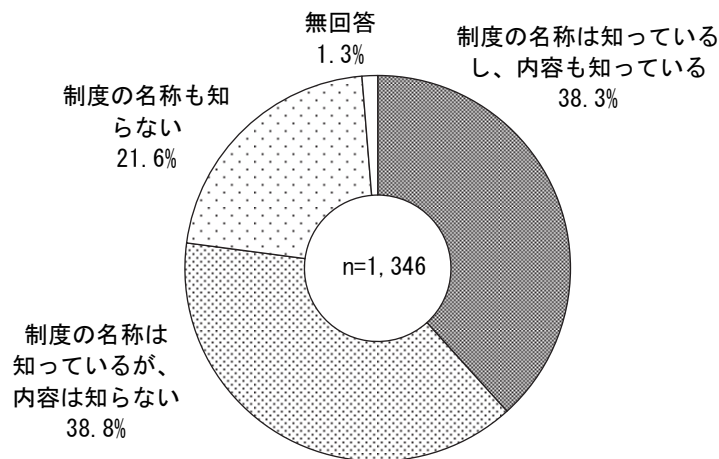
資料：アンケート調査（市民）

(7) 成年後見制度の利用促進に向けて

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人の日常生活を成年後見人等が支援する制度です。成年後見人等は、財産管理や契約の代理などを行うことで、本人の権利を保護します。

成年後見制度について知っているかたずねたところ、「制度の名称は知っているし、内容も知っている」が38.3%、「制度の名称は知っているが、内容は知らない」が38.8%、「制度の名称も知らない」が21.6%となっています。制度の名称の認知度としては77.1%（平成30年調査：70.4%）、制度の内容の認知度としては38.3%（平成30年調査：33.5%）となります。

図表3-23 成年後見制度の認知度

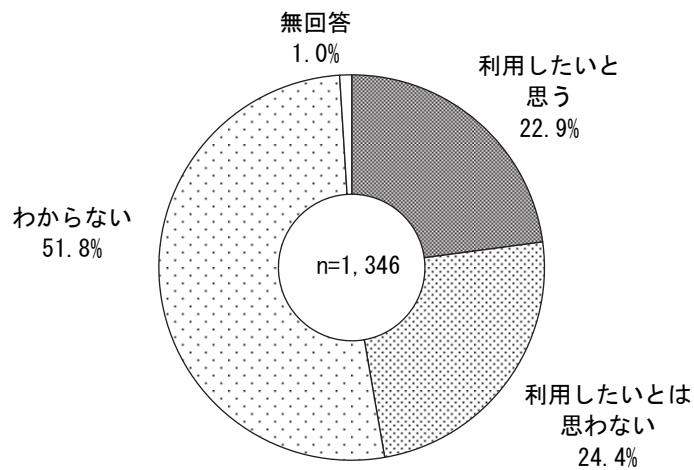


資料：アンケート調査（市民）

将来、判断能力が不十分になった際に、成年後見制度を利用したいかたずねたところ、「わからない」が51.8%を占め、「利用したいと思う」は22.9%にとどまり、「利用したいとは思わない」(24.4%)よりも若干低くなっています。

成年後見制度の利用促進に向けても、まずは市民の理解を深めていく必要があります。

図表3-24 将来、判断能力が不十分になった際の成年後見制度の利用意向



資料：アンケート調査（市民）

2 地域懇談会からみえる課題

(1) 地域懇談会の概要

計画の策定にあたり、地域住民の地域福祉活動等に関する意識や課題等を把握し、検証するため、令和5年8月に地域懇談会を実施しました。

図表3-25 地域懇談会の概要

開催日時	開催場所	参加者数
8月1日（火）午後2時から	岩瀬カナル会館	14人
8月5日（土）午前10時から	大庄公民館	22人
8月7日（月）午後7時から	新庄公民館	18人
8月9日（水）午後7時から	角川介護予防センター	10人
8月10日（木）午後2時から	呉羽会館	25人
合計		89人

(2) 地域懇談会における意見、提案等

地域懇談会の意見交換の場等において、地域福祉の充実に向け、主に次のような意見、提案等をいただきました。

① 高齢者関連

- 高齢者世帯、ひとり暮らし世帯が増加しており、支援する側の人数が不足してきている。
- 定年年齢が上がってきているため、家にいる人が少ない。
- 町内会内にある班は、どの班も高齢化率が高く、近所相互の見守りや支え合いが難しい。
- 高齢者を見守る側に事故が発生したときは、誰が高齢者を見守れるのか。
- 高齢者の買い物難民をつくらないようにしてもらいたい。

② 障害のある人関連

- 障害のある人の実態はあまり地域で知られていないので、ぜひ地域で関心を寄せていただきたい。
- 障害のある人を含めた地域でのイベントなどを実施、常日頃から顔見知りになるようにしたいし、そうすべき。

③ 子ども・子育て関連

- 保育の充実、小規模校の維持存続など、地域の生活基盤が将来も保たれていることが大切であると思う。
- 子どもの自主的な地域行事への参加が重要と考える。
- 子どもたちの思いやりの心を育む体験活動等を広げていかななくてはいけないのではないか。
- 子どもを安心して育てられるよう地区住民が子育て世帯を支援していく仕組みをつくる。
- 子育て世代が参加者の中に全くおらず、子育て世代のニーズや課題を全く集めることができていない。

④ 避難行動要支援者関連

- ・災害発生時に、避難行動要支援者の避難所までの移動をどのように支援したらよいのか。
- ・避難行動要支援者名簿を地域で生かすことはできないか。

⑤ 地域支援者関連

- ・地区社協、民生委員の負担が大きい。地域ごとに支援体制を構築できないか。
- ・福祉委員の活動が十分行われていない。成り手不足と複数年できる人がいないからだと思う。町内会長と兼務する地区が多く、困っている。
- ・民生委員と福祉推進員の役割をわかりやすくすべきである。
- ・市の広報など、情報があるにもかかわらず、実際の現場で生かせないため、人材の育成とネットワークの構築が大切である。
- ・人材が育たない。
- ・若い人も地域福祉に関する活動ができるような休暇制度があるとよい。
- ・若い人たちが住み続けてこそ、地域の福祉活動も維持できる。
- ・後継者、指導者、リーダーの発掘と育成が必要。
- ・公職（公務員等）にあった人は、退職後にボランティア活動をしていただきたい。

⑥ 生活・交通関連

- ・ふだん孤立を感じている人は思ったより多く、少しでも解消方法が実現できるとよい。
- ・住民が安心して暮らせるように、住民が協力しあい、福祉課題の解決に取り組んでほしい。
- ・子どもだけでなく高齢者も利用できる地域食堂の運営を柔軟に支援してほしい。
- ・ゴミ屋敷に対する何らかの解決策を明確にしてほしい。
- ・山間部での福祉が手薄にならないようにする必要がある。
- ・地域には高齢者などデジタル難民が多くいることも考慮してほしい。
- ・買い物難民をどうすればいいか、心配している。コミュニティバスなどを活用して、地域のお年寄りを買い物に連れて行ってほしいが、市の取り組みでは経費が住民にかかりすぎているので、考えてほしい。

⑦ 行政関係

- 総合的に相談できる窓口があるとよい。
- 複合的な課題を抱えた世帯に対し、相談受付窓口→関係部局での調整→具体的支援→支援の成果というプロセスの事例をまとめ、広く市民に周知するとよい。
- 他の地区の事例を紹介したり、アドバイスできる人を配置するとよい。
- コーディネートする職員が配置されるとよい。
- 地区センターを主に活用したほうがよい。
- デジタルの導入など積極的に提案してもらいたい。
- 個人情報の柔軟な取り扱いについて検討してもらいたい。

3 課題のまとめ

第2章の地域福祉を取り巻く現状と本章のアンケート調査、地域懇談会を通じて把握した課題をまとめると、次のとおりとなります。

(1) 人づくりに関する課題

- 人口の減少と高齢化率の上昇が顕著になってきており、今後もこの傾向は続くことが見込まれます。
- 高齢者のひとり暮らし世帯や要支援・要介護認定者、障害のある人、生活保護世帯、生活困窮者など、支援を必要とする人々が増加してきています。
- 1世帯あたりの世帯人員が低下する一方で、世帯数は増加しており、民生委員1人当たりの世帯数も、年々上昇し、民生委員の負担が大きくなっています。
- 地域活動、ボランティア活動等への市民の参加状況に大きな変化はなく、高齢化により見守り活動などの地域福祉の担い手が不足しており、若い世代の参加も求められています。
- ボランティア活動等にいずれ参加したい意向のある市民は、子育てや介護の経験を生かした、また、同世代を支える活動等への参加希望が高い傾向にあることから、そうした人たちが活動しやすい環境づくりが必要とされています。
- 地域福祉の団体活動でも、若い世代が参加しやすい活動ができていないということもあり、団体構成員の高齢化が進み、後継者や指導者が育たないという困難さを抱えています。
- 再犯防止に係る取り組みの認知度が低いことから、再犯防止に係る取り組みに関する情報発信を積極的に行い、認知度を高めていく必要があります。

(2) 体制づくりに関する課題

- 地域福祉の団体活動は、支援の希望等に応えられない事例があったり、地域住民の関係性が希薄化しているため、より困難になっており、支援者の負担が大きくなっています。
- 地域福祉課題（ニーズ）を的確に把握し、地域福祉の活動団体と地域住民や各種団体と交流を促進し、より実態に即した地域福祉活動につなげていく必要があります。
- 住民情報の取り扱いや課題解決事例の共有・活用方法の検討が求められています。
- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるためには、市民、関係団体とも、住民同士のつながり、支え合いが重要、あるいは、必要と認識されています。

(3) 安心して暮らすための環境づくりに関する課題

- 悩みや不安を感じた場合に、多くの人が誰（どこ）かに相談できることがうかがえますが、より専門的で複雑な相談もできるよう、相談体制の周知や啓発が必要とされています。
- 地域における支援者や支援機関の周知とともに、その役割分担の明確化が求められています。
- 地域住民の福祉や保健に関する情報の入手手段としては市の広報誌が多くなっていますが、今後、インターネットなど、多様な手段で情報発信を行っていく必要があります。
- デジタル技術の導入にあたっては、デジタル難民がいることについて考慮する必要があります。
- 成年後見制度の認知度が低いことから、制度の利用促進のため、情報発信等を積極的に行い、理解や認知度を高めていく必要があります。

第4章

地域福祉のめざす方向

1 基本理念

前計画においては、福祉分野の上位計画として、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など、各分野の計画の趣旨を踏まえ、共通した基本的な理念として「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちをめざして」を掲げ、地域共生社会の実現に向けて地域福祉施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

この間、人口減少・高齢化社会はますます進展し、住民同士の関係性が希薄化する中、新型コロナウイルスの感染拡大による新しい生活様式への転換が求められるなど、地域福祉をめぐる課題はますます複雑化・複合化しています。

こうした地域福祉をめぐる課題を解決していくためには、行政と関係機関等による誰一人取り残さない福祉のまちづくりのもと、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、支え合う地域共生社会の実現が不可欠です。そして、こうした社会のもとでは、人々が安心して暮らし続けられることができ、暮らし続けることでその地域に対する愛着が育まれ、住み慣れた地域、住民が自らの手で守られていくという好循環が生み出されます。

したがって、この計画においても、前計画の基本理念を継承し、地域福祉施策の一層の推進を図ることにより、地域共生社会の実現を図っていきます。

☆☆☆ 基本理念 ☆☆☆

誰もが住み慣れた地域で安心して
暮らし続けられるまちをめざして

2 共通する重要な視点

基本理念「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちをめざして」の実現に向けては、次の3つの重要な視点から、様々な地域福祉施策を展開します。

視点1 地域共生社会の実現に向けたインクルージョンの理念の浸透

インクルージョンとは、あらゆる人を地域社会で受け入れ、共に生きていくという理念であり、地域共生社会の実現のために、欠かせない理念です。人々の考え方の相違により、誰一人取り残されることのないよう、地域福祉のあらゆる場面において、インクルージョンの理念を浸透させることにより、基本理念の実現を図ります。

視点2 地域福祉を支える人とネットワークの確保

人口減少・高齢化社会の進展に伴い、地域福祉を支える人材が不足するとともに、活動団体同士や住民同士の関係性が希薄化していることが、地域福祉の推進にあたり、大きな課題の一つとなっています。社会環境が変化しても、誰一人取り残されることのないよう、地域福祉のあらゆる場面において、互いを尊重し、助け合い、支え合う関係性を再構築し、地域福祉に関係する人口を拡大することにより、基本理念の実現を図ります。

視点3 支援を必要とする人に寄り添う地域づくりの進展

支援を必要とする人に合ったサービスが適切に選択されるような情報提供や相談支援、サービス提供は、地域福祉を推進するための重要な要素です。情報提供や相談支援、サービス提供の量、質の低下により、誰一人取り残されることのないよう、地域福祉のあらゆる場面において、利用者視点に立った利用者本位の福祉サービスを量、質ともに提供できるような体制を確保することにより、基本理念の実現を図ります。

3 基本目標

基本理念の「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちをめざして」、第3章の地域福祉の課題の検証を踏まえ、次の3つの基本目標を掲げて地域福祉施策を体系的に展開していきます。なお、具体的な施策の展開については、第5章に示します。

基本目標Ⅰ 地域共生社会に向けた人づくり ☆

地域共生社会の実現に向け、地域共生社会の考え方はもとより、支え合い等の重要性の認識を高めるとともに、互いを尊重し合うことのできる関係性を高めていくことを、性、年齢、障害の有無等を問わず進め、社会復帰をめざす人を含め、誰一人取り残さないまちづくりを進めていきます。そして、地域住民の意識や関係性が高まることにより、地域福祉活動やボランティア活動にかかわる人口が拡大し、今とこれからを担う人材が育まれます。こうした人づくりに連携、協働して取り組んでいきます。

◇ 基本目標Ⅰの施策の方向

- 1 ともに支え合う意識づくり
- 2 ともに尊重し合う関係づくり
- 3 地域福祉を担う人づくり

基本目標Ⅱ 地域福祉がいきづく体制づくり ☆

地域住民の意識や関係性の高まりを、見守りなどの支え合い活動や各福祉分野における個別の地域づくり活動等につなげて拡大を図るとともに、各種団体や企業、学校等との連携により、様々な活動が活かされるネットワークづくりや活動の場の確保を進めていきます。そこでは、様々な課題が生じると考えられます。身近な相談のほか、専門的な相談にも対応できるよう、包括的な相談支援に努めるとともに、誰一人取り残されることのない寄り添う支援に取り組んでいきます。

◇ 基本目標Ⅱの施策の方向

- 1 支え合う地域づくり
- 2 寄り添い支える体制づくり
- 3 地域福祉の場づくり

基本目標Ⅲ 安心して自分らしく暮らせる環境づくり ☆

支援を必要とする人の中には、地域福祉活動に加えて、福祉サービスを利用することにより、住み慣れた地域で暮らすことのできる人もいます。支援を必要とする場合、または、今後必要となった場合でも、誰もが安心して暮らし続けられるよう、成年後見制度を含め、様々な制度やサービスの情報提供や相談支援に努めるとともに、サービスの量の確保と質の向上を図ります。また、そうしたサービスの利用や日常生活をおくるにあたってのバリアの解消に努めるとともに、性、年齢、障害の有無等にかかわらず、その有する能力に応じて自立し、安心して暮らすことができるよう就労支援等に取り組んでいきます。

◇ 基本目標Ⅲの施策の方向

- 1 福祉サービスを安心して利用できる地域づくり
- 2 人にやさしいまちづくり

図表4-1 地域福祉施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向	施策
誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちをめざして	基本目標Ⅰ 地域共生社会 に向けた人づくり	1 ともに支え 合う意識づ くり	1 啓発活動の推進
			2 福祉教育の推進
		2 ともに尊重 し合う関係 づくり	1 人権意識の向上
			2 権利の擁護
			3 再犯防止の推進 (富山市再犯防止推進計画)
		3 地域福祉を 担う人づく り	1 地域福祉の担い手支援
			2 ボランティア活動の推進
			3 新たな担い手の発掘・育成
		基本目標Ⅱ 地域福祉がい きづく体制づ くり	1 支え合う地 域づくり
	2 見守り、問題発見体制の充実		
	3 各種団体の活動支援		
	4 学校、企業等との連携		
	5 災害に備えた対策の推進		
	2 寄り添い支 える体制づ くり		1 包括的な相談支援の推進
			2 参加支援の推進
			3 地域づくり活動の推進
	3 地域福祉の 場づくり		1 地域福祉活動拠点の整備
		2 公共施設の有効活用	
	基本目標Ⅲ 安心して自分 らしく暮らせ る環境づくり	1 福祉サービ スを安心して 利用できる地 域づくり	1 情報アクセシビリティの向上
			2 きめ細かな相談支援の推進
			3 福祉サービス事業の充実
4 成年後見制度の利用促進 (富山市成年後見制度利用促進基本計画)			
2 人にやさし いまちづく り		1 ユニバーサルデザインの推進	
		2 安心して暮らせる住まいの確保	
		3 能力活用と就労への支援の充実	
		4 スマートシティ政策の推進	

4 圏域の考え方

圏域の設定にあたっては、地域住民による福祉活動を推進するのにふさわしい範囲を考慮する必要があります。本市では、自治振興会や地区社会福祉協議会、地区校下民生委員・児童委員協議会などが概ね小学校区単位で組織・活動されていることから、多くの住民にとって身近な生活圏域となっている「小学校区」(※)を基本の圏域と位置づけることとします。

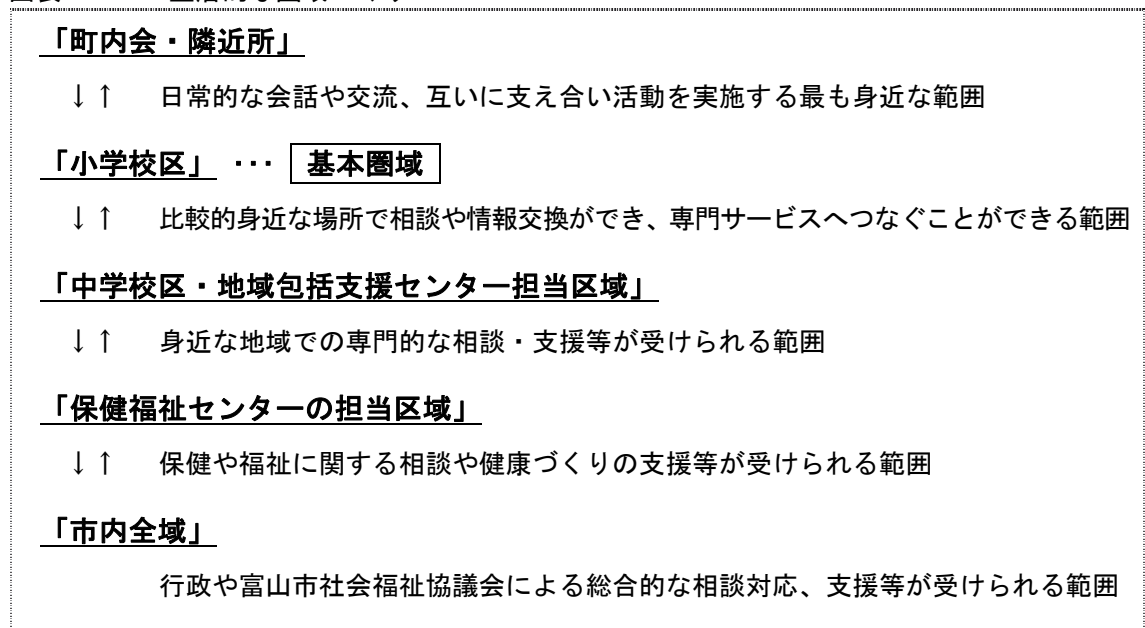
なお、「小学校区」は、住民が地域意識を持ち、かつ主体的に活動できる範囲であり、市内全域に地域福祉を推進する上で中核となる重要な圏域ですが、地域福祉の課題によっては、「中学校区・地域包括支援センター担当区域」や「保健福祉センターの担当区域」、「市内全域」などのより広い範囲の圏域で課題を段階的に共有し、新たな活動につなげていくなど、地域活動を重層的に機能させていく必要があります。

また、圏域内、圏域間との連携を図りつつ、地域福祉活動の展開やその拠点づくり、ネットワークづくり、福祉サービスの充実など、官民協働によるシステム構築の推進も必要となります。

「小学校区」を基本の圏域としつつ、柔軟に対応することで、より効果的な地域福祉の推進を図っていきます。

※本市では、従来から、地域の身近な行政窓口である地区センターが、小学校区を基本に設置されており、この小学校区は、概ね小学校の通学区域と同一ですが、学校の統廃合等により、地区によっては、旧小学校区となる場合もあります。

図表4-2 重層的な圏域づくり



第5章

地域福祉施策の展開

基本目標Ⅰ 地域共生社会に向けた人づくり

1 ともに支え合う意識づくり

めざす方向

地域共生社会の実現に向け、地域福祉の考え方の浸透や支え合い等の意識の向上をめざしていきます。そのため、地域福祉に関する情報の効果的な発信に努めるとともに、関係団体と連携して地域福祉への関心や意識を高める啓発活動を展開していきます。とりわけ、若年層への関心や意識を高めるため、地域福祉等に関する学校教育と社会教育の充実に取り組みます。

施策1 啓発活動の推進

① 地域福祉の情報発信

市の広報紙やホームページ、SNS、マスメディアなど、様々な媒体を活用し、地域福祉活動の状況や富山市社会福祉協議会の事業や役割などについて、広く情報を発信します。

② 出前講座の充実

市政情報等を提供する出前講座の実施にあたり、高齢者福祉や障害者福祉、子育て支援、健康づくりなど、様々な福祉に関する講座の内容の充実と周知に努めることにより、利用を促進し、地域住民の福祉への関心を高めていきます。

③ 地域活動団体を通じた啓発活動の強化

地域活動の多くが、小学校区を単位に行われています。自治振興会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会等の組織は小学校区単位となっており、強いつながりをもっています。これらの地域組織を通して、地域住民の福祉への関心を高め、福祉意識を醸成していきます。そのため、まず、これらの地域組織の役員に対して地域福祉に関心を持ってもらうため、地域福祉懇談会等の開催を通じた啓発活動に努めます。

④ 地域福祉イベント等の開催

活動が活発化してきたNPO法人や地域ボランティアの流れをさらに大きなものとするため、活動状況のPRの場として、また、住民の地域福祉活動への参加の動機づけとして、市、富山市社会福祉協議会、NPO法人、ボランティア団体等が協力して、富山市民ふれあい広場や講演会を開催します。

施策2 福祉教育の推進

① 学校における福祉教育の推進

小学校、中学校等において、福祉やボランティアに対する児童生徒の関心や理解を深めるため、富山市社会福祉協議会、社会福祉施設、NPO法人等と連携し、ボランティア活動等の推進に取り組みます。

② 社会教育や生涯学習の推進

相互理解を深めるため、公民館ふるさと講座において人権教育を年1回以上実施するとともに、生涯学習においても福祉の充実を図るため、必要に応じて、高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援等に関する講座を開設し、活動を希望する受講者とボランティアを必要とする施設、団体等とのつながりを創出します。

③ ふるさと教育の推進

市民一人ひとりが、自然、歴史、文化、産業など、地域についての理解を深められるよう、公民館活動やふるさとづくり事業のほか、様々な地域活動や生涯学習の機会において、郷土に対する愛着や誇りを持てるふるさと教育の推進に努めます。

2 とともに尊重し合う関係づくり

☞ めざす方向

地域共生社会の実現に向け、住民一人ひとりが、かけがえのない個人として、個性を認め合い、人権を尊重する関係性の向上をめざしていきます。そのため、人権教育・啓発活動を推進し、女性や子ども、高齢者、障害のある人などの権利を擁護するなど、安心して暮らすことのできる地域社会づくりに取り組みます。

また、犯罪や非行をした人が自らの罪を悔い改め、社会復帰した後に再び罪を犯すことなく、地域社会の一員として活動することができるよう、再犯防止等の取り組みを計画的に推進していきます。

施策1 人権意識の向上

① 一人ひとりの人権意識の啓発

地域住民の一人ひとりの人格や個性が尊重される地域社会の実現のため、人権意識の啓発に努めます。また、男性と女性が互いの個性を尊重し、協力して地域福祉活動に取り組むことができるよう、男女共同参画の意識の浸透を図ります。

② 差別のない多様性を認め合う地域社会の実現

子どもや高齢者、障害のある人、性的少数者、外国籍の人など、地域に暮らすすべての人がお互いに多様性を認め、安心して暮らせる差別のない地域社会の実現に向け、インクルージョン（共生社会）の考え方の普及に取り組みます。

施策2 権利の擁護

① 虐待の早期発見とネットワークの確立

地域住民やサービス提供事業者、医療機関等が協力し、子ども、高齢者、障害のある人に対する虐待、また、配偶者等への暴力の早期発見に努めるとともに、民間団体も含め、関係機関相互の連携を強化し、迅速・適切に対応します。

② 日常生活自立支援事業の推進

日常生活自立支援事業は、認知症高齢者や障害のある人が地域で自立して暮らし続けるために、今後ますます必要性が高まると考えられることから、事業の一層の周知と生活支援員の確保に努め、利用の促進を図ります。

施策3 再犯防止の推進（富山市再犯防止推進計画）**① 広報・啓発活動の推進**

再犯防止や更生保護活動に関する啓発のため、「社会を明るくする運動」を推進し、街頭広報活動や広報紙による情報発信を行うなど、再犯の防止に関する地域住民の理解促進を図るため、関係機関、団体と連携しながら広報・啓発活動に努めます。

② 保護司会との連携強化と多機関連携

保護司は、犯罪をした人の環境改善や更生を助けることを目的に、保護観察事件の担当、生活環境の調整、犯罪予防活動等の再犯防止における重要な役割を担っています。

保護司や保護司会との情報共有を図るなど連携を強化するとともに、富山県や警察、教育委員会をはじめ、矯正施設、検察庁、家庭裁判所、保護観察所、地域生活定着支援センターなどの県内関係機関との連携により、適切で効果的な地域支援体制や支援者ネットワークの構築を図ります。

③ 更生保護活動への支援

保護司や保護司会が更生保護活動を行う更生保護サポートセンターの運営にあたり、富山市総合社会福祉センターの施設・設備の提供等の活動支援を行うとともに、保護観察対象者との面接場所として自宅以外の市施設の相談室等を提供します。また、なり手不足の課題を抱える保護司の確保に向けて、関係機関との情報共有や保護司活動の周知に取り組みます。

④ 民間協力者や関係団体の活動支援

地域における再犯防止には、保護司のほか、犯罪をした人の社会復帰を支援する更生保護女性会、BBS会、更生保護協力雇用主会等の更生保護ボランティア、更生保護事業協会や更生保護施設などの更生保護法人、多くの民間ボランティア団体等の活動に支えられていることから、その活動に対する支援とともに、連携に努めます。

⑤ 福祉や保健、医療等の支援を必要とする人への支援

福祉や保健、医療等の支援を必要とする人が、再犯に陥る要因として、必要な福祉・保健・医療サービスや住まい、就労、生活困窮などの各種支援窓口へのアクセスが容易でない場合がある状況を踏まえ、矯正施設・保護観察所や社会復帰を支援する相談窓口などといった関係機関と連携し、福祉的支援を必要とする者の把握、適切な情報提供や支援の場の提供を行い、地域で生活をおくることができるよう努めます。

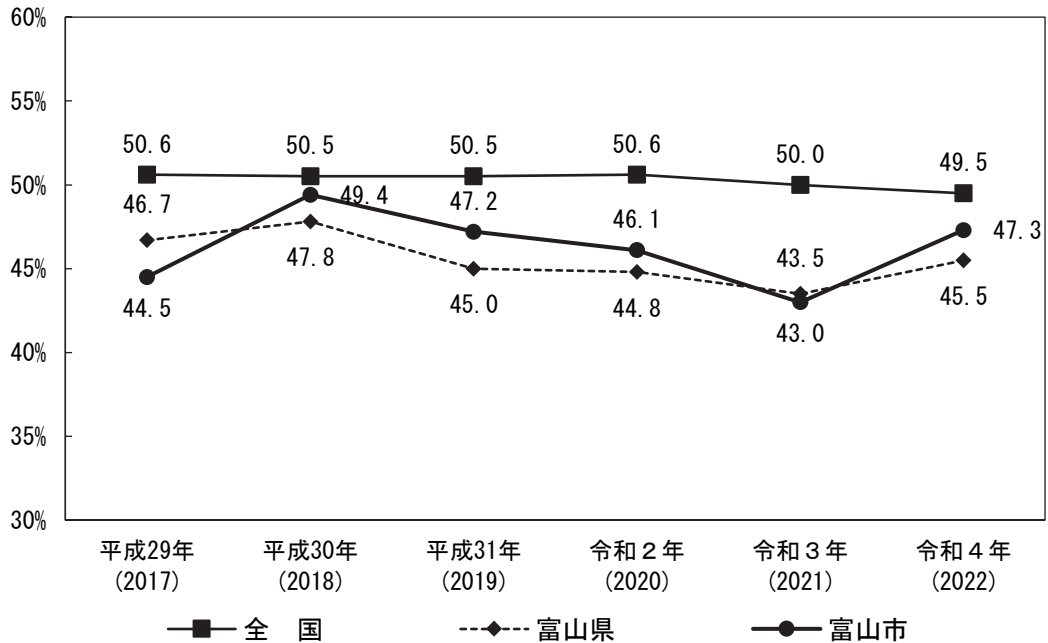
⑥ 生活の安定に向けた支援

刑務所出所直後や勾留等を解かれた直後の者は、生活の基盤となる住居や就労が不安定な場合が多く、再犯の要因にもなっていることから、地域社会で孤立させず、住居確保や安定した就労の確保のため、必要な各種施策や制度等へつなげられるよう、更生保護施設や関係機関と連携・協力し、切れ目のない支援を行います。

⑦ 国・県との連携強化

国の第二次再犯防止推進計画及び富山県再犯防止推進計画に基づき、それぞれの役割を踏まえ、相互に連携しながら再犯防止に向けた取り組みを推進します。

◎再犯の状況（再犯者率（刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合）の推移）



※「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く）の別を問わず、前科または前歴を有する者で、犯行時の年齢が20歳以上の者

※「富山市」は管内の警察署分

資料：法務省矯正局提供データをもとに富山市作成

3 地域福祉を担う人づくり

👉 めざす方向

地域共生社会の実現に向け、誰もが主体的に地域福祉活動に取り組むことができる環境の構築をめざしていきます。そのため、ボランティア情報の効果的な発信に努めるとともに、自治振興会や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会等の地域活動団体によるボランティア等の活動の促進を図ります。

また、自らが市政の担い手であるとともに、地域の担い手であるという意識を住民一人ひとりが持てるよう、様々な機会を通じて市政への参画や地域福祉活動等への参加を促進します。

施策1 地域福祉の担い手支援

① 民生委員への活動支援

地域福祉活動の重要な担い手である民生委員（主任児童委員を含む）に対する必要な情報の提供や研修の充実に努め、活動しやすい環境づくりに取り組みます。

② 地域を支えるボランティアの拡充

地域には福祉推進員や高齢福祉推進員などの多くのボランティアが活動しており、民生委員や自治会などと協力しながら、地域の福祉課題の発見、解決に向けた役割を担っています。その役割を地域住民へ周知するとともに、活動に対する支援や体制の充実に努めます。

③ 小学校区等を単位としたネットワークづくり

地域における連携を図るため、富山市社会福祉協議会の支援のもと、地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会が中心となり、小学校区をはじめ、中学校区・地域包括支援センター担当区域、保健福祉センター担当区域の圏域ごとのネットワークづくりに取り組みます。

施策2 ボランティア活動の推進

① ボランティア情報の発信

市の広報紙「広報とやま」や富山市ボランティアセンターの情報紙「ボランティア情報」等を通じてボランティア活動に関する情報を発信します。また、新聞、テレビ、ラジオのほか、富山市社会福祉協議会・富山市ボランティアセンターのホームページなどのインターネットを活用し、誰もが必要なときにボランティアに関する情報を得られるように努めます。

② ボランティアの育成と支援

富山市ボランティアセンターにおいて、ボランティア育成のため、ボランティア養成講座を開催します。なお、養成講座の充実のため、従来の講義中心の講座にワークショップやボランティアグループとの交流の場を取り入れるなど、より一層ボランティアの必要性や楽しみを感じてもらえるように努めます。また、富山市社会福祉協議会と連携し、より多くの地域にボランティア活動が広まり、多くの住民の参加が得られるよう、様々な機会を捉えて地域への働きかけ、ボランティアグループ立ち上げのためのノウハウの提供等の支援を行います。

③ 地域活動団体との協働

自治振興会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会などの地域活動団体は、地域福祉活動において大きな役割を果たしています。また、独自に活動しているボランティアグループが地域の協力を得ることによって、活動がよりスムーズに、あるいは、より広がる可能性があります。地域活動団体の円滑な活動に資する環境づくりや必要な支援に取り組みます。

④ 企業等のボランティア活動の促進

企業や事業主などの社会貢献への理解を深めるとともに、ボランティア活動への参加を支援します。また、市職員など公務員に対しても積極的に地域活動やボランティア活動に参加するよう働きかけます。

⑤ 富山市ボランティアセンターの充実

ボランティアに関する相談に円滑に対応できるよう、ニーズの把握や企業、社会福祉施設、NPO法人等の関係団体との関係づくりに努めるとともに、地区社会福祉協議会と連携して校下や町内単位でのボランティア普及・啓発活動に取り組みます。

施策3 新たな担い手の発掘・育成

① 新たな担い手の発掘と育成

シニア世代の生きがいづくりとして、ボランティア活動に参加することは重要なことと考えます。また、地域におけるニーズが多様化しているため、若者も含め、あらゆる世代の参加を求めていく必要があります。高齢者や若者のほか、子育てや介護の経験を生かすことが期待される人も地域福祉の担い手としてその力を発揮できる機会の創出に努めます。

② 地域リーダーの発掘と育成

地域の身近な課題を把握し、主体的にその課題の解決に取り組めるよう、行政、関係団体、地域住民が一体となって、地域リーダーの担い手を発掘・育成に努めます。

③ 交流活動の機会の拡充

多様化するコミュニティにおいて、全世代型で交流できるような活動の場や機会を確保するとともに、都市部と農山村部などの地域間における交流を促進し、地域の課題解決のための手法の情報共有や情報交換による地域力の向上を図ります。

④ 福祉・介護人材の確保

少子高齢化の進行等により生産年齢人口が減少し、労働力人口の減少も見込まれる中で、恒常的な人材不足に見舞われている福祉・介護サービスの現場において、将来にわたって安定的に人材を確保していくための支援に取り組みます。

基本目標Ⅱ 地域福祉がいきづく体制づくり

1 支え合う地域づくり

👉 めざす方向

地域住民の意識や関係性の高まりがコミュニティの醸成や地域福祉の活性化につながり、支え合い活動等が進展していくことめざしていきます。そのため、地域住民が地域の課題を共有し、住民相互の理解と交流を深めることができるような体制づくりを支援するとともに、住民自らが交流の場を創出できるように努めます。とりわけ、身近な地域での見守り、声かけ等の充実を図り、問題の早期発見、予防、解決できる体制づくりを推進します。

施策1 コミュニティの醸成

① 地域の福祉課題の共有

地域で活動している地区社会福祉協議会や民生委員（主任児童委員を含む）等の地域福祉関係者、ボランティア、自治振興会の代表者等が中心となり、地域の福祉課題等を話し合い、協働して解決していく地域福祉懇談会を開催します。

② 地域での交流促進

昔ながらの近隣の助け合いを求めることが難しく、連帯意識が希薄化していることから、身近な地域での居場所づくりや同世代、多世代の交流を促進するなど、地域住民の交流機会の創出に努めます。

③ 地域づくりの基盤強化

町内会は、地域づくりの基盤となることから、町内会への加入が進むよう、自治振興会などに働きかけていきます。

施策2 見守り、問題発見体制の充実

① 福祉推進員の充実

地域に支え合い活動等を根付かせるためには、活動の中心となるキーパーソンが必要です。町内会単位で活動する福祉推進員について、広報紙や関係団体等を通じ、その役割を周知するとともに、人材の確保に努めます。また、地区社会福祉協議会は、福祉推進員が円滑に活動を行えるように、町内会長、民生委員、高齢福祉推進員などとの協力体制を確保し、さらに、各地区の福祉推進員が定期的に情報交換できる場を設けるように努めます。

② 見守りネットワークの強化

地域の見守り体制として、家族、親戚、隣近所、町内会、民生委員、関係団体、地域包括支援センター、ボランティア、NPO法人、福祉施設、保健福祉センター、教育機関などが相互に連携を図りながら、支援の目的に合わせたネットワークづくりを推進し、地域の見守り体制の強化を図ります。

③ 地域福祉に関する情報の共有

地域生活で困難を抱え、支援を必要とする人を支える生活圏域におけるネットワークづくりを進めるためには、関係者が地域福祉に関する情報を共有する必要があることから、プライバシーの保護に十分配慮しながら、情報の共有を図ります。

施策3 各種団体の活動支援

① 民生委員・児童委員協議会との連携

地域福祉の担い手、また、地域の身近な相談役、地域と行政とのつなぎ役である民生委員（主任児童委員を含む）の組織力強化のため、富山市民生委員・児童委員協議会への支援に努め、情報交換や連携を強化していきます。

② NPO法人、社会福祉法人等との連携

市と富山市社会福祉協議会は、ボランティアのほか、NPO法人、社会福祉法人等と情報を共有しつつ、地域に必要な福祉サービスの充実を図ります。また、富山市社会福祉法人連絡協議会の活動を支援します。

③ 当事者団体との情報交換と活動支援

障害のある人とその家族、認知症の人とその家族、ひとり親家庭等の団体等と情報交換を行い、市の施策に反映していくとともに、団体等の活動への支援を行います。また、地域の理解や協力が必要な取り組みについては、地域課題についての共通認識を持つことができるよう、必要に応じて、関係団体等との情報の共有に努めます。

④ 地域福祉活動を支援する事業の拡充

高齢者、障害のある人、乳幼児等を対象とした地域福祉活動についての支援事業の拡充を図ります。

⑤ ボランティア団体等への活動費の助成

富山市社会福祉協議会では、ボランティア団体や福祉団体等に対して交付している活動助成金については、活動内容に応じてより効果的な助成について検討し、地域福祉活動の活性化を図ります。

⑥ 寄附文化の醸成

社会福祉法人やNPO法人などの取り組みや地域住民等による主体的な地域課題の解決には、公的財源だけではなく、共同募金やふるさと納税など、様々な種類の寄附金が重要な財源となっていることから、寄附を通じた社会貢献についての理解を深めるための啓発を行い、寄附文化の醸成を図ります。

⑦ 共同募金の活用

共同募金は、様々な地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を応援する「じぶんのまちをよくするしくみ」として取り組みます。地域課題の解決のための新たな活動や仕組みを構築し、誰もが支え、支えられる地域づくりに取り組みます。

施策4 学校、企業等との連携**① 学校との連携**

小学校、中学校等において、老人ホームでの介護体験、幼稚園・保育所（園）・認定こども園での保育体験、障害者施設での交流等を実施するとともに、学校と地域が協力して子どもを含めた地域福祉活動を推進します。また、市内の高校、大学、短期大学、専修学校等の学生に対してボランティア活動への参加を働きかけます。

② 企業等との連携

多くの企業等が社会貢献活動に取り組んでいることから、企業等の社会貢献活動を進めるにあたり、企業等と地域活動団体、ボランティア、NPO法人等が連携できるよう支援します。

③ 企業等の助成金制度の周知

企業等におけるボランティア団体やNPO法人等に対する助成金制度を広く周知し、活動の活性化や基盤強化を図ります。

施策5 災害に備えた対策の推進**① 地域防災力の向上**

災害の発生に備え、自主防災組織の育成を積極的に推進するとともに、地域住民に対する研修、広報、訓練を実施し、防災啓発に努めます。

② 要配慮者の支援体制の確立

災害が発生した場合、自力での避難が難しい高齢者や障害のある人などへの速やかな避難支援や安否確認が行えるよう、防災・福祉等の関係機関と連携し、支援体制の確立に努めます。

③ 社会福祉施設等における業務継続

社会福祉施設等は、災害が発生した場合であっても、最低限のサービス提供を維持していくことが求められていることから、施設等からの要請に応じ、地域と連携しながら、業務の継続を図ります。

2 寄り添い支える体制づくり

☞ めざす方向

地域福祉の推進にあたっては様々な課題が生じることから、それぞれの課題に寄り添う地域福祉の推進をめざしていきます。そのため、既存の介護、障害、子ども、生活困窮の相談支援などの取り組みを生かしつつ、地域住民やその世帯の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「包括的相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を実施します。また、これらの支援を一層効果的に実施するため、「多機関協働による支援」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」を一体的に実施し、重層的な支援体制（セーフティネット）の構築を推進します。

施策1 包括的な相談支援の推進

① 包括的相談支援事業

妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく支援を行い、不安の解消を図ることも家庭センター、高齢者の地域における総合的な相談窓口である地域包括支援センター、地域で生活する障害のある人の身近な相談窓口である委託相談支援事業所や総合的な相談窓口である基幹相談支援室、生活困窮者の相談窓口である社会福祉協議会等が連携しながら、本人・世帯の属性にかかわらず相談を受け止める包括的相談支援を、一体的に実施するものです。

受け止めた相談のうち、当該相談支援機関のみでは解決が難しい8050問題など、複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある課題に対し、相談支援機関間の役割分担の整理が必要な場合は、多機関協働事業につなぎ、連携を図りながら支援を行います。

② 多機関協働事業

複雑化・複合化した相談に対しては、庁内における連携をはじめ、庁外の関係機関等との多職種による連携や多機関との協働のもと、支援方法の検討などを行います。

また、支援機関間が円滑に連携が取れるようサポートする役割を担うほか、包括的な支援体制の構築に向けた各種研修等を実施します。

③ アウトリーチ等を通じた継続的支援

複雑化・複合化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人や世帯に対し、支援を届けます。本人と直接対面したり、継続的な関わりを持ったりするために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行います。

また、会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つけます。

施策2 参加支援の推進

① 参加支援事業

ひきこもりの状態など、長く社会とのつながりが途切れている人に対し、社会とのつながりを回復するため、利用者のニーズを踏まえながら、地域資源を活用した居場所づくりや就労支援など、利用者の状況に応じた段階的で時間をかけた支援を行います。

施策3 地域づくり活動の推進

① 子育てサロンへの支援

子育てに不安を抱き、孤立化がみられるのは、特に幼稚園や保育所等に就園する前の子どもをもつ親と考えられます。これらの子育て家庭を支援するため、公民館や民家を利用し、地域のボランティア等が中心となり、子育て中の親子の仲間づくりの場、子どもとの関わり方や遊び方を学ぶ場、地域の人との交流の場を提供します。

② 地域ぐるみの子育て支援

子どもたちが地域の人々とふれあい、地域の歴史・文化を学び、様々な感動を体験することは、子どもたちの育ちにも、地域づくりにとっても大切であることから、地域の祭り、スポーツ、文化活動、体験型イベントなどを通じて、子どもたちの成長を支えます。

③ ふれあいいきいきサロン等の拡充

一人暮らしの高齢者等の孤立感の解消などを目的とし、身近な公民館などにおいて、楽しく時間を過ごすふれあいいきいきサロンや各校下の給食ボランティア等が調理した食事を、会食等により提供するいきいきクラブの活動を通じて、より多くの地域ボランティアが立ち上がるよう支援するとともに、介護予防・生きがいつくりの場としての拡充を図ります。また、高齢者だけでなく、子どもや障害のある人なども気軽に集える場づくりに取り組みます。

④ 地域ぐるみの介護予防の推進

市内で活動する約500団体の老人クラブを地域における介護予防の中核と位置づけ、「介護予防推進リーダー」や「楽楽いきいき運動」、「介護予防ふれあいサークル」などの地域ぐるみの取り組みを推進します。

⑤ 介護予防推進体制の強化

徹底した「閉じこもり予防」から、「多様」で「適切」な「切れ目ない」介護予防施策を推進することとし、住民にとって身近な存在である老人クラブ等による声かけや誘い出し機能を強化するとともに、「運動器の機能向上」のためのプログラムの強化等に取り組みます。

⑥ 認知症に対する正しい理解の普及啓発

認知症に対する正しい理解を深めるため、地域での説明会や講演会などを通じて、新しい認知症観の普及、認知症を自分ごと、地域全体で取り組むこととして意識を高めるとともに、認知症の人やその家族を地域で温かく見守る「認知症サポーター」の養成に取り組みます。

⑦ 在宅医療と介護の連携推進

高齢者が必要な医療、介護を受けて可能な限り在宅生活を継続することができるよう、地域において効率的かつ質の高い医療の提供体制を構築するとともに、医療・介護関係者間の連携強化に取り組みます。

⑧ 障害のある人の地域生活への支援

障害のある人が地域における支え合いの中で共に生き、地域社会の一員として生きがいや社会的役割を持ち、安心して自分らしい生活を営むことができるよう、情報提供・意思疎通の支援や地域づくりを推進します。

⑨ 生活困窮者支援の推進

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者や複雑な問題を抱えて社会的に孤立した人などに対し、富山市社会福祉協議会など関係機関と連携しながら包括的に対応し、社会的・経済的な自立と生活向上を支援するほか、生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークづくりを行うとともに、生活困窮者自立支援制度の周知を図ります。

⑩ ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭が地域で自立し、安定した生活ができるよう、相談支援や就労支援の充実を図るとともに、富山県富山市母子家庭等就業・自立支援センターなど関係機関と連携しながら、包括的な支援に取り組みます。

⑪ ひきこもりへの支援

ひきこもりの状態にある方やその家族はそれぞれ異なる経緯や課題を抱えています。より相談しやすい体制を整備するとともに、安心して過ごせる場所や自らの役割を感じられる機会をつくるために、関係機関と連携して取り組みます。

⑫ ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どものことをいわれています。

しかし、ヤングケアラーに該当するかどうかは、その子がおかれている状態のみから判断することは容易ではありません。真に困っている場合だけでなく、その子自身が困っていることに気づいていない、または、困っていない場合もあります。そのため、学校や主任児童委員など、周囲の関係者が互いに情報を共有して状況を把握し、関係機関と連携して対応します。

⑬ 世代間交流の拡充

幼稚園・保育所（園）・認定こども園の幼児や小学生・中学生の児童生徒が老人ホームを訪問したり、園や学校に高齢者を招くなど、高齢者と子どもが交流する機会を創出します。また、公民館等において世代間交流の場を提供します。

⑭ 福祉関係施設と地域住民との交流

高齢者、障害のある人の施設等において、地域住民と施設利用者との交流が図られるよう、施設の祭りや地域の祭りなどのふれあいの場づくりを支援します。

3 地域福祉の場づくり

☞ めざす方向

地域福祉活動を円滑に推進していくため、活動の場の確保をめざしていきます。そのため、小学校区を基本的な単位としつつ、都市部や農山村部の地域的な特性に応じて、柔軟にコミュニティを形成・維持していくとともに、コミュニティの強化のための活動や交流、情報交換の場づくりに努めます。

なお、本市には、公民館などの公共施設、少子化や合併などの社会情勢の変化により使われなくなった公共施設の空きスペースなどがあり、これらを地域福祉のために有効に活用します。

施策1 地域福祉活動拠点の整備

① 地域福祉活動の場づくり

既存施設や空き店舗などを活用した地域住民の運営による地域福祉活動の場づくりを進めます。地域福祉活動の場は、あくまで住民の意思を尊重し、住民の要望に応じて整備し、住民の運営（ボランティア、NPO法人を含む）によることを基本とします。

② ボランティアの交流、情報交換の場づくり

ボランティアの活動範囲や分野等が多岐にわたっていることから、他のボランティア活動の状況を把握し、ボランティア同士がつながるためのきっかけや情報交換の場づくりを進めます。

③ 地域福祉の拠点づくり

高齢者、障害のある人、子育て中の家族など、誰もが気軽に集える場やそれらの人を含めた地域住民の誰もが集える場づくりを進めます。また、それにより各福祉分野に共通して求められる状態が悪化する前の早期発見のための地域づくりやネットワークづくりを図ります。

④ 地域住民の合意に基づく施設整備

地域福祉活動の拠点づくりにあたり、公民館や行政サービスセンターなどの既存施設の改修等が必要な場合には、地域住民の意見を聞き、整備を検討します。

施策2 公共施設の有効活用

① 公民館などの公共施設の活用と柔軟な運営

各地区ふるさとづくり推進協議会と連携し、地域住民の連帯感を深めるための事業の実施を推進します。

② 行政サービスセンター等の空きスペースの活用

行政サービスセンター等の公共施設における空きスペースの活用について、公共施設の再編等の進捗をみながら、地域住民の福祉の向上の観点から検討を進めます。

基本目標Ⅲ 安心して自分らしく暮らせる環境づくり

1 福祉サービスを安心して利用できる地域づくり

☞ めざす方向

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域福祉活動に加えて、良好な福祉サービス基盤が必要となることから、福祉サービスの拡充をめざしていきます。そのため、福祉サービスを必要とする人が良好な福祉サービスを利用できるよう、適切な情報や相談支援を提供するとともに、福祉サービスの量と質の確保に努めます。

また、認知症や障害などにより財産の管理や日常生活等に支障が生じた場合に、その人の権利を擁護するため、成年後見制度の利用促進に計画的に取り組みます。

施策1 情報アクセシビリティの向上

① 支援を必要とする人への情報発信

介護保険や障害福祉サービス等、子育て支援、生きがい・健康づくりなど、必要とする福祉サービスの情報を誰もが十分に取得、利用できるよう、広報紙のほか、ホームページやSNSなどの活用にも努めるとともに、保健事業、各種団体の催し物や会合など、様々な機会を通じて情報を発信します。

② 支援者等への情報提供

支援を必要とする人に直接かかわる民生委員（主任児童委員を含む）、介護支援専門員のほか、地域包括支援センター、基幹相談支援室、こども家庭センター、ボランティア、NPO法人、各種サービス提供事業者、医療機関等にも的確に福祉情報を提供します。

③ サービス利用に結びついていない人への対応

介護保険や障害福祉サービス等、子育て支援などの必要な福祉サービスを把握できていない、あるいは家庭に問題があってサービス利用に結びついていない人にサービスが行き届くよう、わかりやすい情報の提供に努めます。また、必要に応じて、専門的な相談支援につなぐことができるよう、民生委員、福祉推進員、保健推進員などによる見守り体制づくりを進めます。

施策2 きめ細かな相談支援の推進

① 身近な相談を受け止める体制の整備等

地域住民が身近に立ち寄ることができる行政窓口であり、暮らしや生活の話、相談ができる73箇所の地区センター、福祉をはじめとする様々な相談に対応する7箇所の保健福祉センターの機能の維持に努めます。

また、乳幼児から高齢者、障害のある人へのサービスを、まちなか総合ケアセンターで一元的・包括的に提供します。

② 地域の相談員等の活動の充実

各相談機関の相談員を対象に、より専門的な研修を分野ごとに実施するとともに、各分野に共通する課題等への一次相談のための知識や技術の向上を図ります。

また、日常生活に関する身近な相談に応じる民生委員をはじめ、福祉推進員、高齢福祉推進員、地域相談員、保健推進員、食生活改善推進員等の取り組みを推進します。

施策3 福祉サービス事業の充実

① 事業者の参入を促進するための情報提供

NPO法人など幅広い事業者が福祉サービスに参入できるよう、不足している福祉サービス、あるいは、今後充実していくべき福祉サービスなどの情報を提供し、事業者の積極的な参入を促進します。

② 公募等による事業者の選定

市が実施する福祉サービス事業のうち、委託等が適切と考えられるものについては、公募や提案（プロポーザル）などによる事業者選定の手法を取り入れます。

③ 指定管理者制度の導入

多様化する市民のニーズに効果的、効率的に対応するため、市の福祉施設の管理に民間の能力を活用することにより、サービスの向上と経費の節減等を図ります。

④ 市の事業の見直し

施設以外にも、市は様々な福祉サービス事業を実施しています。これらの事業における社会福祉法人、NPO法人、企業等への委託、譲渡等について検討します。また、今後の事業展開においても、民間活力の導入を図ります。

⑤ 福祉サービスの質の確保

多数のサービス提供事業者の参入等によりサービスの量は確保されるものの、利用者保護の観点から、サービスの質の低下につながらないように、適切な指導監査等に努めます。なお、入所施設等については、苦情解決の仕組みの周知を図ります。

⑥ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開

富山型デイサービスがモデルとなり制度化された共生型サービスをはじめ、農福連携や障害就労施設等が運営するレストラン等の活用など、分野を超えたつながりと役割を生み出し得る共生の場づくりを推進します。

⑦ 地域福祉活動計画との連携

富山市社会福祉協議会が中心となり、地域住民、関連団体・機関等が協働して福祉のまちづくりを推進することを目的に策定している富山市地域福祉活動計画と連携し、地域福祉施策を展開します。

施策4 成年後見制度の利用促進（富山市成年後見制度利用促進基本計画）**① 成年後見制度や権利擁護支援に関する理解・啓発の推進**

福祉サービスの適切な利用の促進・成年後見制度の利用促進体制を整備することを目標に、とやま福祉後見サポートセンターを中核機関として位置づけ、協議会を設置し地域連携ネットワークづくりに努めています。この地域連携ネットワークの機能と役割が適切に発揮・発展できるよう、引き続き、中核機関を整備し、成年後見制度の利用促進体制の強化・拡充に努めます。

あわせて、講演会など、より効果的な広報手法を検討し、地域住民に対して成年後見制度や権利擁護支援への理解を深めます。また、ひとり暮らしの高齢者の増加に伴い、身寄りのない人、身寄りがいても頼れない人の増加も予測され、社会全体で支えていく体制の必要性が高まると考えられることから、本人の意思尊重の観点からも、早期の本人申立て支援や判断能力が低下する前の段階からの任意後見制度の利用について啓発します。

② 本人と成年後見人等の支援環境や体制の充実

本人の特性に応じた意思決定支援を基本に、本人の意向や状況を踏まえ、各専門職団体等と連携しながら受任者調整を行い、専門職後見人のほか、市民後見人や法人後見人など、適切な後見人の選定について検討します。また、本人らしい生活を継続していくためには、本人の状況に応じた課題解決に取り組める後見人等が重要であることから、多様な担い手の把握や確保、連携に努めます。

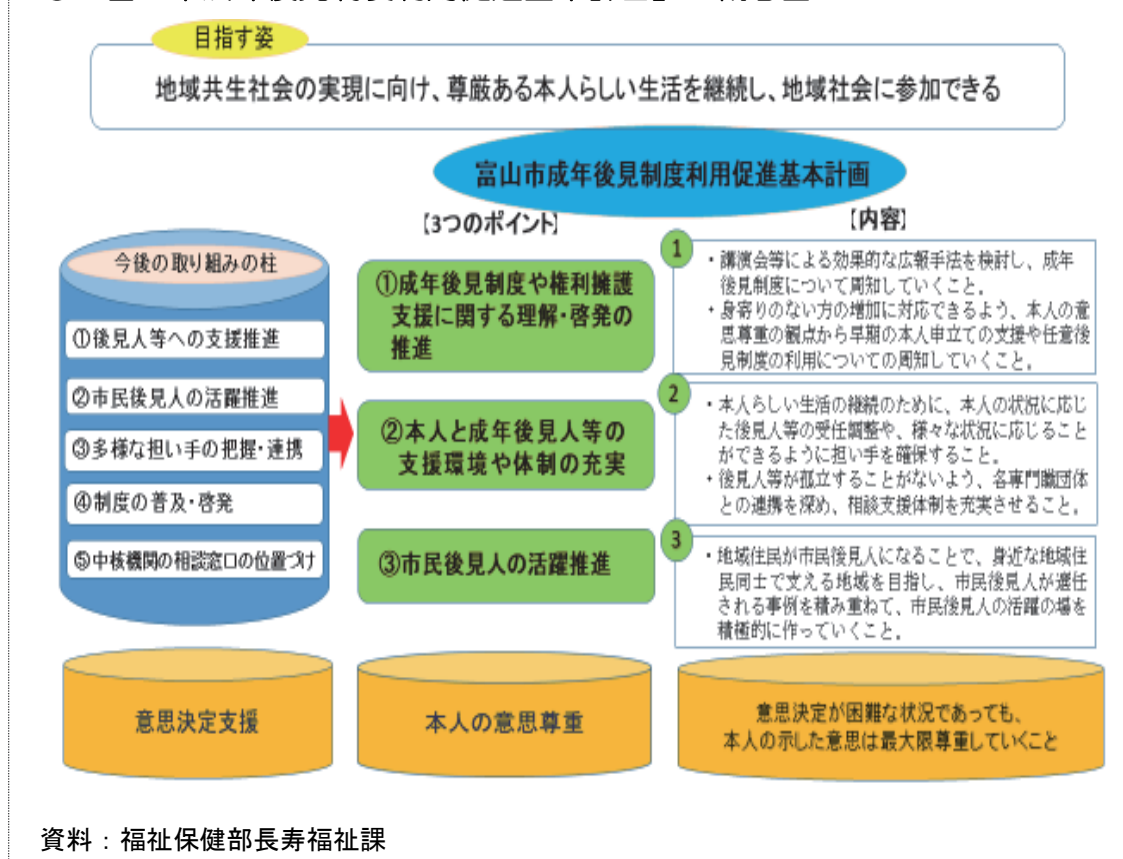
なお、支援を行う中で、それぞれの専門分野以外で生じる課題に対して後見人等や権利擁護支援チームが孤立することないように、医療、福祉、法律、金融等の専門職からの助言が受けられる場を調整し、支援者をサポートする相談支援体制を充実するとともに、事例から地域の共通課題を共有できるよう取り組みます。

③ 市民後見人の活躍推進

市民後見人とは、地方公共団体等が行う養成講座などにより、一定の知識や技術を身につけた専門職や親族等ではない地域住民であって、家庭裁判所によって後見人等として選任されています。共に地域に暮らす住民として、本人と同じ目線で考えて寄り添う支援が期待できる市民後見人について幅広く周知します。

また、市民後見人の養成講座の充実を図るとともに、市民後見人がふさわしいケースでは市民後見人が選任されるよう、中核機関の受任者調整により選任される事例を積み重ね、市民後見人の活躍の場の拡大を図ります。

◎「富山市成年後見制度利用促進基本計画」の概念図



2 人にやさしいまちづくり

👉 めざす方向

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、誰もが移動、利用しやすい生活基盤が必要となることから、あらゆる人に配慮したまちづくりをめざしていきます。そのため、公共的施設や道路などにおけるバリアの解消のほか、住宅や就労機会の確保など、暮らしの全般にわたる環境整備や合理的配慮の提供を推進します。また、近年目覚ましい発展をみせるデジタル技術を活用して、地域住民の困りごとや地域における課題の解決を図り、誰一人取り残すことのない便利で安心して暮らせるまちをめざします。

施策1 ユニバーサルデザインの推進

① 公共的施設等のバリアフリー化の推進

誰もが利用しやすい施設や道具をデザインするユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、公共的施設等のバリアフリー化を推進していきます。

② 道路のバリアフリー化の推進

高齢者や障害のある人の生活圏の拡大を図るため、歩道の段差の解消や点字ブロックの敷設、盲人用信号装置の設置などを推進していきます。

③ 公共交通機関のバリアフリー化の推進

高齢者や障害のある人などが利用しやすい路面電車や路線バスの低床化などを促進します。

施策2 安心して暮らせる住まいの確保

① 高齢者や障害のある人などに配慮した住宅の整備

市営住宅の建て替えにあたっては、高齢者や障害のある人などの生活に配慮した居室の整備を推進します。また、介護が必要な高齢者や重度の障害のある人の住宅改修を支援します。

② グループホームの整備

障害のある人や認知症の人が地域で暮らし続けられるよう、グループホームの整備を促進するとともに、グループホームで暮らす人と地域住民との交流を促進します。

③ 高齢者が安心して住み続けられる住まいの確保

高齢者が、生きがいをもち、自立した生活をおくることができるよう、望ましい住まいを選択できる環境を整備するとともに、高齢者が安心して安全に暮らし続けることのできる住まいを確保するため、軽費老人ホームや有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等への適切な指導・支援を行い、需要に合わせた供給を促進します。

④ 住まいに課題を抱える人への横断的な支援

生活困窮者や高齢者、障害のある人、子育て家庭などのうち、生活や住宅に配慮を要する人の生活の安定や住まいの確保、自立の促進に向けて、市の関係部局間の情報共有や連携に努めます。

施策3 能力活用と就労への支援の充実**① 女性の活躍推進**

男性が積極的に家事等に参画するための意識啓発や生活スタイルの向上のための学習機会の提供などを通じて、あらゆる世代の女性が、その個性と能力を十分に発揮し、いきいきと働ける社会の実現に向けて、育児休業や介護休業を取得しやすい職場環境づくりを促進し、仕事と家庭生活等の両立（ワーク・ライフ・バランス）を支援します。また、ひとり親家庭に対する就業支援や子育て支援等に取り組みます。

② 高齢者への就労支援

高齢者が長年培った知識と経験を生かし、活躍し続けることができるよう、企業へ的高齢者雇用の促進や多様な就労形態の創出を図り、雇用機会の拡大に努めます。また、富山市シルバー人材センターの事業拡大が図られるよう、会員数の増強と就業率の向上、受注の拡大に向けた支援に努めます。

③ 障害のある人への就労支援

障害のある人が自立した生活をおくることができるよう、雇用機会の拡大を図り、一般就労を促進するとともに、福祉的就労から一般就労への移行や定着を支援します。また、一般就労が困難であっても、社会参加や働く権利、自己実現の観点等から生産活動等に従事できるよう、福祉的就労の場の整備に努めます。

④ 福祉分野以外の様々な分野との連携

生活困窮者、高齢者、障害のある人など、様々な課題を抱える人が、その持てる能力を活かし、就労や活躍の場を確保できるよう、福祉以外（商工業、農林水産等、環境、都市計画等）との連携に努めます。

施策4 スマートシティ政策の推進**① デジタル技術を活用したまちづくりの推進**

都市部だけでなく、郊外や中山間地域など市内のどこに住んでいても、子どもからお年寄りまでのすべての世代が不安や不便を感じることなく、安心して暮らせるまちをめざし、近年目覚ましい発展を見せるデジタル技術の導入やそれによって得られるデータの利活用により、市民や地域の課題解決を図るスマートシティ政策を推進します。

② デジタル格差の解消

デジタル技術を活用した施策を進めていくにあたり、情報通信技術を利用できる人と利用できない人に格差が生じることが懸念されることから、デジタル格差の解消に向けた取り組みの推進に努めます。

第6章

計画の推進に向けて

1 推進体制

地域福祉の主役は、地域住民一人ひとりです。自分たちの住む地域を住民同士が支え合い、助け合うことのできる理想の地域に近づけていくためには、市の取り組みに加え、地域住民との協働が不可欠となります。

また、地域の中には、それぞれの地域に応じた多様な福祉ニーズがあります。それらに対応していくためには、その地域において活動するボランティア、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会などの取り組みも必要となり、これらも重要な地域福祉の担い手となります。

地域福祉を担う主体それぞれが、相互に連携を図り、役割を果たしていくことにより計画の効果的な推進を図ります。

(1) 地域住民の役割

地域住民は、自身の暮らしや健康を気かけるとともに、地域福祉の担い手の一人として、地域や福祉に関心を持つことが重要です。そのためには、日頃から地域の人たちとのあいさつや声かけを通じて交流を深め、顔見知りの関係を築くとともに、地域で起きている問題を住民自らが考え、住民同士で話し合う場をつくっていくことが大切です。また、ボランティア等の社会貢献活動や各種募金、福祉団体等への寄附など助け合いの活動に理解を示し、可能な範囲で協力することも大切です。

(2) 地域活動団体の役割

自治会や民生委員、ボランティア団体、NPO法人など、地域活動団体は、地域の中にある課題を発見し、共有するとともに、地域の中で連携しながら解決していくことが重要です。また、イベント交流や集まりをつくるなど、住民が地域福祉に関心を寄せてもらうための機会づくりや福祉活動への積極的な協力が期待されます。

(3) 福祉サービス事業者の役割

福祉サービス事業者は、サービスの量の確保とともに、情報公開や利用者の生活の質の向上に取り組むことが重要です。また、福祉施設などにおいては、利用者とボランティアなどが交流し合う場や福祉教育の現場として期待され、地域福祉の拠点としても期待されます。

(4) 社会福祉法人の役割

社会福祉法人は、社会福祉事業の中心的な担い手であるだけでなく、営利企業などの他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応する公益性の高い非営利法人です。高齢者、障害のある人、子育て世帯、生活困窮世帯等への支援や将来的に支援を必要とする可能性がある人に対する予防的な支援など、地域における公益的な取り組みの実践を通じて、地域活動団体と連携することにより、地域社会に積極的に貢献していくことが期待されます。

(5) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法に定められた地域福祉を推進する中核的な団体として、住民やボランティア、民生委員、社会福祉法人・福祉施設、NPO法人などの幅広い関係者の参加・協力を得て、誰もが支え合いながら安心して暮らし続けられるまちをめざし、様々な活動を行っています。

地域住民や各関係団体と行政とのコーディネート役としての機能を担い、組織の機能強化を図るとともに、地域における多様な課題を把握し、地域福祉に関わる人々や団体などが集い、地域の課題を解決するための「連携・協働の場」(プラットフォーム)となることで、地域福祉を強力に推進することが期待されます。

(6) 市の役割

市は、地域住民や地域活動団体などの自主的な活動を促し、コミュニティの醸成や市民活動への支援など、総合的なコミュニティ施策の推進を図るとともに、地域共生社会の実現をめざして地域福祉施策を推進する役割を担っていることから、様々な福祉分野を横断的につなげる役割を持つこの計画に基づき、地域福祉のさらなる向上に努めていきます。また、地域住民の地域福祉に関する意識やニーズを把握、分析するとともに、社会福祉法人をはじめ、ボランティア団体やNPO法人など関係団体に情報を提供することにより、相互の連携や協力の上、適切な福祉サービスが提供されるよう支援していきます。

2 周知・普及

地域福祉を推進する上で、計画のめざす方向性や取り組みについて、地域住民、ボランティア団体、NPO 法人、社会福祉法人をはじめとする福祉サービス事業者、社会福祉協議会、市などの計画に関係するすべての人が共通の理解を持つことが必要です。

そのため、市の広報紙「広報とやま」やホームページなどを通じて、計画を広く地域住民に周知し、普及に努めます。

資料編

1 計画策定の経過

年 月 日	内 容
令和5年5月23日	第1回富山市地域福祉計画策定委員会(庁内会議) (富山市地域福祉計画の策定について)
令和5年5月29日	第1回富山市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 (富山市地域福祉計画の策定等について)
令和5年7月3日～18日	市民アンケート調査 (18歳以上の市民から対象者を無作為に抽出し、 郵送により調査票を配布、郵送またはウェブにより回答) →概要は第3章の24頁以降を参照
令和5年7月19日～31日	福祉関係団体アンケート調査 (市内で活動する福祉関係団体に対し、郵送により 調査票を配布、郵送またはウェブにより回答) →概要は第3章の24頁以降を参照
令和5年8月1日～10日	地域懇談会 (市内5カ所(岩瀬カナル会館、大庄公民館、新庄 公民館、角川介護予防センター、呉羽会館)で開催) →概要は第3章の47頁以降を参照
令和5年10月27日	第2回富山市地域福祉計画策定委員会(庁内会議) (富山市地域福祉計画(素案)について)
令和5年11月14日	第2回富山市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 (富山市地域福祉計画(素案)について)
令和5年12月20日 ～令和6年1月10日	パブリックコメントの実施
令和6年1月16日	第3回富山市地域福祉計画策定委員会(庁内会議) (富山市地域福祉計画(案)について)
令和6年1月24日	第3回富山市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 (富山市地域福祉計画(案)について)

2 富山市社会福祉審議会地域福祉専門分科会

○富山市社会福祉審議会条例

平成17年4月1日

富山市条例第16号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項の規定に基づき、富山市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項のほか、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議する。

(組織等)

第3条 審議会の組織及び運営については、法第8条から第12条まで、社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第2条及び第3条に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の職務を行う委員)

第5条 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 審議会の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員がその職務を行う。

(部会)

第8条 専門分科会に部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び臨時委員は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、その部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(専門分科会及び部会の決議)

第9条 専門分科会又は部会の決議は、これをもって、審議会の決議とすることができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(細則)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月28日富山市条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の経過措置)

2 平成26年3月31日以前に任命された富山市社会福祉審議会の委員の任期は、この条例による改正後の富山市社会福祉審議会条例第4条の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則(平成26年9月29日富山市条例第41号)

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日から施行する。

(準備行為)

2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)附則第9条の規定に基づき同法の施行の前においても行うことができる行為に関する事項については、この条例の施行の前においても、富山市社会福祉審議会条例の規定の例により富山市社会福祉審議会において調査審議を行うことができる。

附 則(令和5年3月27日富山市条例第9号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○富山市社会福祉審議会運営要領（抄）※地域福祉専門分科会関係

平成17年4月1日制定

（趣旨）

第1条 この要領は、富山市社会福祉審議会条例（平成17年条例第16号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、富山市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（専門分科会及び審査部会）

第2条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第11条第1項の規定により民生委員審査専門分科会及び身体障害者福祉専門分科会、同条第2項の規定により老人福祉専門分科会及び地域福祉専門分科会並びに同法第12条第2項の規定により読み替えて適用される同法第11条第1項の規定により児童福祉専門分科会を置く。

（副委員長）

第3条 審議会に委員長の指名による副委員長を1人置き、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

2 副委員長に事故があるとき、又は副委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

（専門分科会副会長）

第4条 審議会の各専門分科会に、その専門分科会長の指名による専門分科会副会長を1人置き、専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長欠けたときは、専門分科会副会長がその職務を代理する。

（審査部会長及び審査部会副会長）

第5条 審査部会に会長を置き、その審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

2 審査部会に、その審査部会長の指名による審査部会副会長を1人置き、審査部会長に事故があるとき、又は審査部会長が欠けたときは、審査部会副会長がその職務を代理する。

（専門分科会及び審査部会の会議）

第6条 条例第6条の規定は、専門分科会及び審査部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」又は「審査部会」と、「委員長」とあるのは専門分科会にあっては「専門分科会長」と、審査部会にあっては「審査部会長」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 専門分科会及び審査部会の調査審議事項並びに条例第9条の規定による専門分科会及び審査部会の決議をもって審議会の決議とする事項は、別表のとおりとする。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、福祉政策課において総括する。ただし、次の各号に掲げるものについては、当該各号に掲げる課が処理するものとする。

（1）民生委員審査専門分科会及び地域福祉専門分科会 福祉政策課

別表（第6条関係）

分科会等	調査審議事項	審議会の決議とする事項
地域福祉 専門分科 会	地域福祉の推 進及び地域福 祉計画に関す る事項	(1) 社会福祉法第4条に規定する地域福祉の推進に関する 重要な施策等の適否 (2) 社会福祉法第107条に規定する地域福祉計画の策定 又は変更

○富山市社会福祉審議会地域福祉専門分科会名簿

【委員数】17人

令和6年1月31日現在

区 分	所属団体・役職名	氏 名	他に所属する 専門分科会
会 長	富山短期大学名誉教授	宮田 伸朗	児童
副会長	富山市社会福祉協議会長	高城 繁	民生・老人
委 員	富山市民生委員児童委員協議会長	山村 敏博	民生・児童
委 員	富山商工会議所女性会長	押川 実恵	民生
委 員	富山市自治振興連絡協議会副会長	谷 昌弘	民生・老人
委 員	富山市身体障害者福祉協議会長	大西 貞夫	障害
委 員	富山市手をつなぐ育成会副会長	青木 誠之助	障害
委 員	富山市医師会長	舟坂 雅春	障害
委 員	富山市地域児童健全育成指導員連絡協議会長	棚瀬 静香	児童
委 員	富山市児童クラブ連絡協議会長	浅岡 弘彦	児童
委 員	富山県看護協会会長	稲村 睦子	老人
委 員	富山県老人福祉施設協議会長	岩井 広行	老人
委 員	富山市老人クラブ連合会長	麻島 裕之	老人
委 員	富山市介護支援専門員協会会長	高原 啓生	老人
委 員	富山市保護司会長	杉木 芳文	
委 員	公募委員	佐藤 鉄朗	
委 員	公募委員	木津 和佳代	

※敬称略

3 富山市地域福祉計画策定委員会

○富山市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成17年9月22日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市地域福祉計画を策定するにあたり、計画策定の円滑な推進を図るための「富山市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 富山市社会福祉審議会地域福祉専門分科会に対し、富山市地域福祉計画（案）を提出すること。
- (2) その他富山市地域福祉計画の策定に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、原則として別表1に掲げる職にある者を持って組織し、必要により関係者の出席を求めるものとする。

(座長)

第4条 委員会に座長を置き、座長は富山市福祉保健部次長をもって充てる。

2 座長は、委員会を代表し、会務を統括する。

(会議)

第5条 委員会は、座長が招集し、座長が議長となる。

(任期)

第6条 委員の任期は、所掌事務が終了するまでとする。

(ワーキンググループ)

第7条 委員会の円滑な運営と事業の推進のため、委員会にワーキンググループを設置する。

2 ワーキンググループは、別表1に掲げる課等の長がその所属職員のうちから推薦する者を充てる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、富山市福祉保健部福祉政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年9月22日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月26日から施行する。

別表1（第6条関係）

所属部局	職名
福祉保健部	次長 次長（医療介護連携・総合ケア・高齢者福祉・データヘルス改革推進担当） 福祉政策課長 指導監査課長 障害福祉課長 生活支援課長 長寿福祉課長 介護保険課長 保健所地域健康課長 保健所保健予防課長 保健所生活衛生課長 まちなか総合ケアセンター所長
こども家庭部	次長 こども支援課長 こども福祉課長 こども健康課長 こども保育課長
市民生活部	地域コミュニティ推進課長 行政サービスセンター所長
教育委員会	教育総務課長

4 用語集

あ行

■アウトリーチ

自ら支援を求めることが難しい人や支援につながることに拒否的な人に対し、支援を届けるため、積極的な訪問などにより、支援や情報を届けること。

■いきいきクラブ

ひとり暮らし高齢者等で、家に閉じこもりがちな人に対し、公民館等において、生きがい活動や食事を提供することにより、高齢者の孤独感の解消と栄養改善を行っている。市社会福祉協議会が推進している地域住民による福祉活動である。

■SNS〔Social Networking Service〕

人と人とのつながりの促進をサポートするコミュニティ型の会員制のサービスのこと。

■NPO〔Non-Profit Organization〕

非営利団体をいう。ボランティア団体もNPOである。

NPO法人 ⇒ 特定非営利活動法人

か行

■介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護認定者等の相談に応じ、要介護認定者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービスまたは施設サービスを利用できるよう、市町村、居宅サービス事業者及び介護保険施設等との連絡調整を行う人。

■共生型サービス

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、障害者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするという観点、福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点から、高齢者や障害のある人が共に利用できるためのサービス。ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどがある。

■協働

協力して働くこと。この計画は、地域住民、地域活動団体、福祉サービス事業者、社会福祉法人、社会福祉協議会、市が協働して推進することとしている。

■グループホーム

認知症と診断された要介護者や障害のある人が、共同生活をおくりながら入浴や食事等の日常生活上の支援等を受ける場（住居）をいう。

■権利擁護

認知症の高齢者や知的障害のある人、精神障害のある人などの判断能力が低下した方でも適切な自己決定や選択ができるようにするとともに、福祉サービスを利用しようとする人が安心してサービスを受けられるようにすること。

■高齢福祉推進員

市の委嘱により、ねたきりやひとり暮らし高齢者などで援護を必要としている人が地域で安心して生活できるよう、家庭を訪問して孤独感の解消や安否の確認などを行い、日常生活を通じて在宅福祉サービスの利用促進等に努める地域ボランティアをいう。

■合理的配慮

障害のある人から社会の中にある障壁を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

■子育て支援センター

子育てサロンの開催、子育て全般に関する相談、子育て関連情報の提供、育児講座の実施などにより、子育て家庭に対して支援を行う機関。

■子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づき、次代の社会を担うすべての子どもの健やかな育ちと保護者による子育てを地域や社会全体で支えていく環境の整備をめざし、子ども・子育てのための支援を総合的に一体的に推進するための計画。

■コミュニティ

居住地域を同じくしている共同体のこと。通常、地域社会と訳される。生産、習慣等に結びつきがあり、共通の価値観を所有している点が特徴である。

さ行

■サロン

高齢者や子育て中の親子と住民が、それぞれの興味や関心にあわせたレクリエーション、おしゃべり、食事会など、楽しいひと時を過ごす交流の場。閉じこもりや孤立の防止が期待できる。高齢者を対象とする「ふれあいいいききサロン」と、子育て支援のための「ふれあい子育てサロン」があり、その他、対象者を限定せず世代を超えた住民同士のつながりづくりを目的に開催されているものもある。これらのふれあいサロンは、市社会福祉協議会が推進している地域住民による福祉活動である。

■次世代育成支援行動計画

平成15年7月に公布された次世代育成支援対策推進法により、市町村及び都道府県に策定が義務づけられた子育て支援等に関する計画。

■指定管理者制度

公の施設の管理・運営を、株式会社やNPO法人など様々な法人その他の団体に包括的に委ねることができる制度。

■社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つで、地域福祉の推進を目的とした非営利の民間団体で、市町村、都道府県及び中央（全国社会福祉協議会）の各段階に組織されている。社会福祉を目的とする事業の企画・実施、ボランティア活動等への住民参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡調整、助成等を業務としている。また、災害時においては、行政等関係団体との連携を密にしながら、災害ボランティアセンターの設置を行い、被災者の緊急的・継続的な生活支援やボランティアの調整等、復旧・復興に合わせた取り組みを行う。

■社会福祉法

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする法律。平成12年に社会福祉事業法から社会福祉法に改正された。平成29年の法改正では社会福祉法人制度等が変更、令和2年の法改正では重層的支援体制整備事業が創設された。

■障害者計画

障害者基本法により、市町村及び都道府県に策定が義務づけられている障害のある人のための施策に関する総合的な計画。

■障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20に基づき、国の定める基本指針に即して、市町村が障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に関して定めるべき計画で、3年を1期として作成するもの。

■障害福祉計画

障害者総合支援法により、市町村及び都道府県に策定が義務づけられている。市町村障害福祉計画は、障害福祉サービス、地域生活支援事業等を計画的に推進するため、3年を1期として作成するもの。

■情報アクセシビリティ

アクセシビリティは、「近づきやすさ」、「利用のしやすさ」、「便利であること」などと訳される。年齢や障害の有無などにかかわらず、すべての人が容易に開かれた情報通信の世界へアクセスできる「情報通信アクセシビリティ」が求められている。

■食生活改善推進員

市の委嘱により、地域における食生活改善活動を推進する人をいう。

■シルバー人材センター

一定地域に居住する定年退職者等を会員として、その希望に応じた臨時的・短期的な就業の機会を確保、提供することを目的として設立された都道府県知事の指定する公益法人。シルバー人材センターは、厚生労働大臣に届け出て、無料の職業紹介事業を行うことができるとされている。

■スマートシティ

ICT（情報通信技術）等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）の高度化により、都市や地域の抱える諸課題を解決し、また、新たな価値を創造し続ける、持続可能な都市や地域のこと。

“富山市版スマートシティ”の定義

これまで本市が取り組んできたコンパクトなまちづくりを深化させるべく、デジタル技術の導入とそれにより得られるデータの利活用により、市民や地域の課題解決に資する官民サービスを創出する政策

■生活困窮者

就労の状況、心身の状況などの事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある人のこと。

■生活困窮者自立支援制度

平成 25 年に公布された生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、福祉事務所設置自治体が自立相談支援事業や住宅確保給付金の支給などを行う制度。

■性的少数者

同性が好きな人や自分の性に違和感を覚える人、または、性同一性障害などの人々のことで、「セクシャルマイノリティ」ともいう。「異性を愛するのが普通だ」、「こころとからだの性別が異なることなどない、性別は男と女だけである」などと考える人からみて少数者ということ。そうした人々の総称として、LGBTという言葉が使われていることが多いが、「性的少数者」＝「LGBT」ではなく、あらゆる性別の人を好きになる人など、様々な人々が含まれる。

■総合計画

市町村経営の最上位計画。

た行

■地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

■地域相談員

日頃の様々な相談活動の中で、障害を理由とする差別についての情報提供等を行う身体障害者相談員や知的障害者相談員、精神障害等に関する相談員のことをいう。

■地域福祉活動計画

社会福祉協議会が策定する地域の福祉に関する計画。市社会福祉協議会は、令和2年3月に、令和2年度から令和6年度を第3期計画期間とする富山市地域福祉活動計画「ささえあいプラン富山」を策定している。

■地域包括ケアシステム

環境の変化がストレスになる高齢者の中には、可能な限り住み慣れた地域や自宅で日常生活をおくれるようにするため、地域における「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」の5つのサービスを一体的に提供できるケア体制を構築しようとする考え方。団塊の世代が後期高齢者となる2025年を目途に高齢福祉分野で深化・推進が図られており、その考え方を普遍化することで、障害のある人や子ども、子育て家庭、生活困窮の分野に波及させることが可能であると考えられている。

■地域包括支援センター

地域包括支援センターは、保健師または経験のある看護師、主任ケアマネジャー及び社会福祉士を置き、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント等を業務として介護保険法に規定された機関である。地域包括支援センターは、生活圏域を踏まえて設定され、市町村または市町村に委託された法人が運営する。市内32カ所に設置されている。

■出前講座

市の職員が地域に出向き、行政情報等を積極的に提供し、これからのまちづくりをともに考えることにより、市民の市政への理解を深めるとともに、主体的な学習活動への支援を図り、市民主体のまちづくりを推進することを目的とするもの。市の将来像や介護、子育て、環境、健康など、11分野（令和5年度）の講座を実施している。

■特定非営利活動法人（NPO法人）

特定の非営利活動を行うことを目的として、特定非営利活動促進法の定めるところにより設立された法人。法人格を取得できる団体は、営利を目的としないものであること、特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること等の要件を満たすことが必要である。

■富山型デイサービス

児童や高齢者、障害のある人が、年齢や障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域の一つ屋根の下で受けることができるデイサービスの方式。富山型デイサービスは、利用者に暖か味を感じていただくため、民家を改修した施設が多い。

■富山市高齢者総合福祉プラン

高齢者がいつまでも健康で、人と人とのふれあい、支え合いを大切にしながら、それぞれの地域でいきいきとした生活をおくることができるよう、老人福祉法及び介護保険法に基づき策定する計画で、3年を1期として作成するもの。平成12年度より高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画（現在は第9期）を一体のものとして策定している。

■富山市民ふれあい広場

子どもからお年寄りまでの世代間交流や障害ある人との心のふれあいを通じて、楽しいひとときを共に過ごし、思いやりの心を育むため、毎年9月に富山市社会福祉協議会が開催しているイベント。

は行

■8050（8050問題）

引きこもり状態等の理由により収入のない50代の子と80代の高齢の親とが同居している状態や世帯のこと。この状態の世帯において、収入の面や親の介護の面で問題が生じることを「8050問題」という。

■BBS会

BBSは「Big Brothers and Sisters」の略。様々な問題を抱える少年等と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年等が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現をめざすボランティア団体。近年では、児童福祉施設における学習支援活動や児童館における子どもとのふれあい行事等も実施している。

■福祉推進員

地域において、福祉に関する問題や要望を発見し、見守り・声かけ活動を展開して、地域の人たちと共に福祉のまちづくりを進めていく推進役となる地域ボランティアである。福祉推進員は、町内会単位に配置することを基本とし、地区社会福祉協議会会長等が委嘱する。

■保健推進員

市の委嘱により、保健福祉センターと連携して、地域における健康づくり活動を推進するボランティアをいう。

■ボランティアセンター

ボランティア活動を求めるニーズの把握やボランティア活動に必要な社会資源の確保・開発、ボランティア活動の拡大・普及を図りながら、ボランティア活動を活性化するための推進機構。具体的には、ボランティア活動の需給調整を中心として、相談、教育、援助、調査研究、情報提供、連絡調整などを業務としている。富山市社会福祉協議会が市内5カ所にボランティアセンターを設置している。

ま行

■民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき各市町村に置かれる民間奉仕者。都道府県知事または指定都市・中核市の市長の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。民生委員の任期は3年である。市町村の区域内において、担当の区域または事項を定め、①住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと、②援助を要する人の相談に応じ、助言その他の援助を行うこと、③援助を必要とする者が福祉サービスを利用できるよう援助を行うこと、④社会福祉関係者と密接に連携し、その活動を支援すること、⑤福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること等を職務とする。民生委員は、児童福祉法による児童委員を兼務する。

や行

■ユニバーサルデザイン

障害のある人や高齢者、外国人など、それぞれの違いを越えて、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどを行っていきこうとする考え方。障害のある人や高齢者に対するバリアフリーの考え方をさらに進め、例えば、施設やものをつくるときに、始めからできるだけすべての人が利用できるようにしていこうということである。

ら行

■老人クラブ

会員相互の親睦を深めるとともに、社会奉仕等の社会参加により、生きがいを高めようとする高齢者による自主的な組織。ゲートボール、歌、踊り、地域奉仕、地域交流等の活動が行われている。老人クラブの対象年齢は、多くが60歳以上としているが、長寿化に伴って対象年齢の引き上げをした所もある。

わ行

■我が事・丸ごと

公的支援制度では対象とならない身近な生活課題や制度の狭間にある課題を解決するには、「縦割り」ではなく、分野をまたがって包括的に「丸ごと」支援する公的支援への転換や、「他人事」ではなく「我が事」として、主体的に自分たちの暮らしや地域社会に豊かさ、安心、生きがいを生み出す地域づくりへの転換の必要性を訴えた「地域共生社会」実現のための考え方。

■ワークショップ

参加者自身が、積極的に研究会や研修会に参加し、進行していくとともに、作業を行いながら取り組んでいく集会をいう。

富山市地域福祉計画
令和6年度～令和10年度

発行年月	令和6年3月
発行	富山市
編集	福祉保健部福祉政策課 〒930-8510 富山市新桜町7番38号 TEL 076-443-2262 FAX 076-443-2208 URL https://www.city.toyama.lg.jp
